

平成29年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年3月9日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 稲垣 誠亮	2番 北村五十鈴
	3番 荒川 泰宏	4番 丸山 敬二
	5番 岩井智恵子	6番 高橋 繁夫
	7番 太田 健一	8番 野並 享子
	9番 東郷 正明	10番 中塚 尚憲
	11番 上杵 種雄	12番 市木 一郎
	13番 山本 剛	14番 鈴木 市朗
	15番 矢野 隆行	16番 梶山 幾世
	17番 坂口 哲哉	18番 河野 司
	19番 立入三千男	20番 欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	寺田 実好	政策調整部政策監 (地域戦略担当)	大藤 良昭
総務部長	遠藤 伊久也	市民部長	上田 裕昌
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	白井 芳治
教育部長	藤池 弘	政策調整部次長	川端 美香
総務部次長	竹中 宏	広報秘書課長	服部 道和
総務課長	赤坂 悦男		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	立入 孝次	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(坂口哲哉君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第15番、矢野隆行議員、第16番、梶山幾世議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は昨日と同様、一般質問表のとおりであります。

順次、発言を許します。

それでは、通告第5号、第15番、矢野隆行議員。

○15番(矢野隆行君) 第15番、矢野隆行でございます。皆さん、おはようございます。

日本の国におきましては、安倍内閣のもと、安定した議会運営がされておりまして、本当に世界の信頼を勝ち得ているのではないかと思います。我々公明党といたしましても、政権に対しまして、ブレーキとアクセル役を引き受けているところでもございます。また、野洲市におきましても、山仲市政のもと、市民の安心・安全のためにも安定した市政運営

を望むところでもございます。また、明後日、東日本大震災からしますと、丸6年になるわけございまして、本当に12万3,000人の方が今なお避難生活をされておられて、一日も早い復興を望むところでございます。

それでは、本題に入らせていただきます。今回、定例会におきまして、3つの大きなテーマとして、1問1答でさせていただきますので、明快な答えをお願いいたします。まず、大きな1問目でございますけれども、大災害におけるストーマについてお伺いさせていただきます。先日、公益社団法人日本オストミー協会の谷口良雄代表理事副会長とお話しする機会がございまして、いろいろなストーマについてのお話を伺ったところでございます。そういった点を少しお伺いさせていただきたいと思っております。オストメイトの方々は大腸がん、また膀胱がんなどのがん疾病や炎症性疾患などを治療するため、肛門、膀胱を手術によって切除され、腹壁に造成されましたストーマから排泄を行う排泄機能障がいや身体障がい者でおられ、外見では見分けがつかない内部障がい者ともいわれております。このストーマとは、便や尿を排泄するために手術によって腹壁に造成された排泄口のことをいまして、人工肛門の消化管ストーマと人工膀胱の尿路ストーマがあるようでございます。そのお話のなかで、大災害時のオストメイトの方々のご苦勞を教えてくださいたいところでもございます。オストメイトの方々安心して暮らせる社会を目指されている障がい者団体の公益社団法人日本オストミー協会がまとめられた東日本大震災におけるオストメイトの避難生活調査報告書を読ませていただきますと、提言として次のように訴えておられました。阪神・淡路大震災の教訓からオストメイトの方々の災害対策として自分のストーマは自分で守る。仲間同士の支え合いを基本として、自助共助による対策に取り組んでこられたところでもあります。しかし、自助・共助にも限界があり、公助の役割がやはり重要になってくるということでもございました。厚生労働省は、阪神・淡路大震災を教訓に、平成9年大規模災害における応急救助全般のあり方を大規模災害における応急救助の指針として取りまとめ、都道府県に通知され、平成18年には内閣府の災害時要援護者避難支援ガイドラインが策定され、高齢者や障がい者等の要援護者の避難時や避難所での支援策が通知されたところでもあります。また、平成19年新潟中越地震のガイドラインを踏まえ、厚労省の指針が見直され、ストーマ装具等の備蓄を周知されているはずであるということでもあります。災害時には複数の企業と災害協定を結ぶことで、発生後、速やかに準備することを既に進めておられる先進地もございます。特にストーマ装具は限られたところでしか販売されていないと聞き及んでおります。本市の総合力で福祉部門にガイドライン

に載っている福祉避難所の特に必要な物資について情報を得て、平時に揃えていくべきではないかととも考えておるわけでございます。このオストメイトの方々は全国に18万人おられると聞いておりまして、障がい者等福祉サービスとして、所得制限がありますが、原則1割自己負担で日常生活用具の給付を実施されており、ストーマ装具もその対象となっていることになっております。そこで何点かお伺いさせていただきます。まず1つ目に市内のオストメイトの方々の人数は、これ把握されておるのかお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、矢野議員の大災害時のストーマについての市内のオストメイトの方の人数の把握についてのご質問にお答えをいたします。本市の障害者等日常生活用具給付事業実施要綱におけるストーマ装具の給付者数をオストメイトの方の人数といたしますと、本年の2月末日時点でございますが、尿路系のストーマ装具利用者は21名、消化器系のストーマ装具利用者は60名おられますことから、合計いたしました81名と把握しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 81名の方が1割負担という形になっておるわけでございます。2番目にこの障がい者申請されていない期間でございますけれども、まだ1、2年内ではおそらくその期間の間は、障がい者と認定されない期間があると思います。そういったのを把握されているのか、ちょっとその辺もお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 障がい者申請をされていない、短期間使用されている方の把握についてのご質問でございますが、治療のためにストーマ装具を短期間使用される方がおられることは承知しているところでございますが、症状が固定しない段階などでは障がい者等日常生活用具給付事業の給付要件でございます、身体障がい者手帳の交付が受けられず、ストーマ装具の給付の対象となりませんので、人数につきましては把握できておりません。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） なかなか難しい把握、仕方ないと思いますので、これはちょっ

と無理かなという気もいたします。それで3番目に、それぞれオストメイトの方によっては、ストーマ装具の種類が違ってくるとお聞きしましたけれども、この実状は把握されておるのか、そういった点ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） ストーマ装具の種類が違う実状の把握についてのご質問ですが、ストーマ装具はその種類や仕様がさまざまであることは認識しているところですが、本市の日常生活用具のストーマ装具の給付対象者がどのような装具を使用されておられるかまでは把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） なかなか難しい。かなりの種類があるとお聞きしております。難しいかなと思います。

次に、4点目でございますが、本市におきまして、障がい者等福祉サービスとしてストーマ装具もその対象となっておりますけれども、施設等入所の場合とか入院された場合はこのサービスが受けられないとお伺いしましたけど、こういった点をちょっと見解をお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 障がい福祉サービスの対象となるストーマ装具が施設等に入所された場合にサービスが受けられなくなることについてのご質問でございますが、本市の障害者等日常生活用具給付事業におけるストーマ装具の給付対象者につきましては、本年4月からでございますが、在宅の障がい者に限らず給付できるよう実施要綱を見直したところでございまして、今後は施設に入所されている場合やこれまでサービスを受けておられた方が病院に入院される場合につきましても、サービスを受けていただくことができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 4月からそういった対処ができることは本当に障がい者といたしましては前向きな回答いただきまして、ありがとうございます。

5番目でございますけど、本市のストーマ装具等の災害時備蓄として、厚労省の福祉避難所の説明のように、福祉避難所に特に必要な物資としてガイドラインに記載があるよう

でございますけれども、こういった点ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 国の指針につきましては記載がございますが、野洲市地域防災計画については今のところ必要な物資としての記載はございませんし、避難所や同じく野洲市で持ってます避難所運営マニュアルにおきましては発災前に受けていたサービスを継続できるようにとの、そういうような記述はございますけれども、個別の物資の細目については今のところ記載はしてございません。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 前文にありますように、災害時に揃えるというのは確かにかなりの種類をとということになりますけれども、例えば、その器具を扱っている企業と連携して、避難所との引き継ぎというか、物資が受けられるような形は、そういう協定は結べないのか、そういった点、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 平成28年4月に内閣府から示されました福祉避難所確保運営ガイドラインに示されました物資機材の確保については、福祉避難所における必要な物資機材の備蓄例にストーマ器具も挙げられていることございまして、備蓄にあたってのポイント、留意点として、一定程度の備蓄に努めると共に発災時に速やかに調達できるよう協定の締結などの事前対策を講じるように、ということを示されております。本市におきましては、来年度、市の地域防災計画の見直しを計画してございますので、その見直しと合わせて福祉避難所での運営につきましては施設管理者と協議連携をいたしまして、必要な備蓄品の検討を行った上で、今おっしゃいました取り扱い業者との調整、協定などができればなと思っているところでございます。ただし、議員もおっしゃっていますように、聞くところによりますと、種類が非常に多いということで、その分類の仕方により差はあると思いますが、一説には1,500程度あるというふうに聞いてございます。従いまして、現実的に全てのことに対応するのは非常に困難、不可能に近いのではないかなというふうに考えております。オストミー協会さんのホームページ等も見てますと、通常時でも1カ月程度の備蓄を個人ですするというふうなことが推奨されてございますので、日常生活に非常に大きな影響を与えるものでございますし、場合によっては命にも関わるということでございますので、公助でというような向きもありますが、こちらはやはりまず自分の

命を守るということですので、自助の占める割合が非常に多い分野ではないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 部長おっしゃったようなことで、協会の副会長もそういうふうな形で常時確保していこうという流れにはなっているようでございます。6番目は確認の上で、介護用品からいくつも物資が紹介してありまして、その中にストーマ装具もあり、これらの備蓄ができないようでありますので、そういった企業との連携、そういったものも必要かなと思って確認させていただきました。6番目は答えは要りませんので、お願いいたします。7番目でございますけれども、滋賀県におきまして、先日確認しましたら、ヘルプカードを滋賀県が3,000個くらいつくったと聞いていますけれども、本市でそれをどうやって活用していくのか、そういった認識があるのかどうか、その辺ちょっと伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 滋賀県でこの度作成されますヘルプカードの認識と今後の市の見解についてのご質問でございますが、滋賀県では内部障がいのある方や妊娠初期などの方など、外見からは援助や配慮が必要としていることがわかりにくい方が周囲の方からの援助や配慮が得られる社会づくりを推進するため、本年4月からになります。ヘルプマーク、これはヘルプカードと同様のものがございます。その普及啓発に取り組まれることとされておられまして、ハートマークとプラスマークをデザインいたしました赤いプラスチック製のストラップを希望者に配布し、あわせて広報やポスターなどでマークの趣旨の普及をされる予定であることを確認しております。また、ヘルプマークの配布場所につきましても各保健所や各市町の窓口を予定されていることから、市町に対しましても依頼がされている状況でございます。本市といたしましてもこの趣旨を踏まえまして、ヘルプマークの配布やポスターの掲示などによりまして協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 中にはそれが必要だけれども、本人が要らないという方もおられます。そういった点は温和に広げていただければという思いで確認させていただきました。

た。

次に、大きな2番目に入らせていただきます。安定的な上下水道の確保についてお伺いさせていただきます。本市におきましても、29年度から14%の水道料金の値上げが決まっておりますけれども、その財源を市民に対しましてどうやった形で使っていくのかということで今回、確認させていただきたいと思います。国におきましては、回復の兆しを見せ始めた経済成長の恩恵を地方や中小企業に着実に広げていくとしまして、成長と分配の好循環の実現のための生活密着型インフラ整備を推進しているところでもございます。平成29年度水道施設整備予算案は、全国の自治体で老朽化が進み、管路の更新が問題視されている水道施設の水質安全対策、耐震化対策として355億円が計上されております。これは前年度より20億円の増額でありまして、従前にまして水道管の修繕や改修を担う地域の中小規模事業者を経済波及効果が及ぶことが今、期待されているところでもあります。国では通常国会で水道法改正を目指しておりまして、改正の主なポイントといたしましては1番目に都道府県による広域連携の推進、2番目に水道台帳の整備などの適切な資産管理の推進、3番目に持続可能な水道料金の設定、4番目にコンセンション方式の導入、5番目に意見書案によります指定給水装置工事事業者制度に更新性を導入すること等がでございます。そこで、何点か確認させていただきます。

まず1番目に水道施設の適切な資産管理を維持する上で欠かすことのできない水道台帳整備の状況は、本市では行っておりますけど、状況をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 議員の皆さん、おはようございます。

矢野議員の安定的な上下水の確保についてのご質問の1点目、資産管理上の水道台帳の整備の状況についてお答えをいたします。水道台帳の整備につきましては、既に着手済みでございます。なお、水道施設の現状を把握するため、布設替工事に伴います管種変更や開発行為に伴う管路延長などの水道台帳の更新作業を毎年度実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 2番目、一応水道台帳は既に終わっているのを確認させていただきまして、この活用方法をもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 水道台帳の活用につきましては、基本的にデータ管理をしておりまして市内各地に発生します漏水事故等、即座に対応すべく活用をしております。
以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） それでは、3番目に入らせていただきます。日本の水インフラにおきましては、高度経済成長期の1970年代に急速に整備が進んだものでありまして、今後一気に老朽化の波が押し寄せてくるのが現実でありまして、しかし全国の管路更新率は0.76%でありまして、このままのペースでいきますと全てを更新するまで約130年かかるような計算になっておりますけれども、本市の管路更新率は今どれぐらいになっておるか、お伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 本市の平成27年度単年度でございますけれども、経年管、いわゆる40年以上が経過した管でございますけれども、その更新率は約0.2%となっております。なお、この更新率でございますけれども、毎年更新延長が異なっておりまして、通常はもう少し更新率が高くなっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 数字を聞いていただいたらわかるように、まだまだ、0.2%でございます。これからかなりの事故発生の確率があるわけでございます。その中で、4番目でございますけれども、水質の安全を確保する上で早急な更新が必要であります鉛管、また、アスベスト管の交換は終えているか、おそらく鉛管はないとお聞きしておりますけれども、その辺をちょっと交換がどれくらい進んでいるかお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 本市では、鉛管、えんかんと言っておりますけれども、当初から使用されていなかったことから、存在はしておりません。また、アスベスト、石綿管につきましては、市内に約2キロメートル残っておる状況でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） このアスベスト管は事故が最近起きるとか、この辺ちょっと最近の事故とかあったらお伺いさせていただきます。

○環境経済部長（白井芳治君） 市内に約2キロ残っておるわけでございますけれども、こ

の3月に入りまして、行畑地先で漏水事故が発生しまして、その管がいわゆる石綿管でございまして、応急措置をして、夜10時ごろになったわけなんですけども、復旧をしたところでございまして、市民の皆さん、約20戸だったんですけども、ご迷惑をおかけしたところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 5番目でございます。2キロあろうということでございますけども、6番とかけまして、5番と6番でこれ、更新は計画されておるのかそういった点、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 石綿管でございますけれど、富波乙地先の市道に約400メートル、そして野洲地先の市道に120メートルをはじめといたしまして、市内各地に散在をしている状況でございまして、先ほど言いましたように、総延長で約2キロということになっております。更新状況でございますけども、来年度策定を予定しております更新計画に基づきまして、優先度によりまして、順次更新していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） しっかりした計画を立てていただいて、先ほどの事故がないようにしていただきたい、こういった思いでございます。7番目に入ります。昨年の熊本地震では耐震化の必要性が表面化したわけでありまして、管の継ぎ目ですけれども、伸縮性を持たせる耐震化が必要でございますけれども、この辺は今後どのように進めていかれるのか。8番と同じように、耐震化率はどうなっているのか、こういった点ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 現在、漏水が頻繁に発生しております箇所管路の布設替工事に伴いまして、全て耐震性を有する継ぎ手を使用しているところでございます。なお、今後におきましても、更新計画に基づきまして、耐震化を実施していきたいと考えております。耐震化率でございますけども、平成28年3月の状況でございますけども、約3.6%の数値となっております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） まだまだこれから本当に耐震化工事が必要に迫られている現状でございます。9番目でございますけれども、水道事業の中長期的な更新、需要と財政収支の見通しを把握するためにはアセットマネジメントが必要でございます。平成27年度に一応行っておるわけでございますけれども、水道事業の健全な経営と安定的な水の供給の確保に向けたアセットマネジメントの状況を、27年度の2月に行っていると思うんです。そういった状況をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 今、議員がおっしゃっていただいたとおり、平成27年度に既に策定済みでございます。このアセットマネジメントの策定でございますけれども、市内管路の法定耐用年数の150%、1.5倍にいたしまして、今後30年間の施設更新、施設の確保の方策を策定しておりまして、中長期的な視点に立って定めたところであります。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 一応、10番目にそのアセットマネジメントの概要をちょっと伺おうとしていましたけど、もう少し詳しくわかればその辺、内容を付け加えることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） アセットマネジメント自体、資産管理でございますので、財政的な予測も含めまして、昨年12月に提案申し上げましたとおり、今後の安定的な水の供給のために施設管理に必要でございますので、財源確保ということで、この4月から14%の料金改定をお願いしたところでございまして、結果的には今後5年間の適正な管路維持に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） アセットマネジメントを受けた中で、今回11番目の質問ありますけれども、こういった感じで実施できた中で今、14%を引き上げることになりまして、これ市民にやっぱしこういった状況であるということを確認するために、今日、させていただいております。11番目におきまして、アセットマネジメントを実施せずに、水道事業の料金引き上げを見送り続けた市町村の中には、投資の余裕がないところもあるとお聞きしています。そういった点で、野洲市は先進的にやっけていただいていると思ひ

ます。水道事業の収支の悪化は結果的に漏水事故の発生を招き、水の安定供給に支障を来すなど、住民生活の質の悪化をもたらすことになるわけでございます。このアセットマネジメントの結果に基づきまして、今回14%の値上げをしております、これに対しまして今後5年間の計画もございますけれども、そういった点、もう少し詳しく説明していただきたいと思っております。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 来年度に具体的な更新計画を策定をいたします。この計画に基づきまして、施設及び管路の更新を行ってまいります。直近5年間の予定といたしましては、南桜水源地の浄水処理施設の更新工事、また田中山低区配水池の緊急遮断弁の設置工事、そして近江富士団地の配水管の布設替工事等を予定しているところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今回の14%の、市民の理解があつて、こういった今までできなかった工事が計画されるということになるわけでございます。12番目に入りますけれども、人口減少に伴う水道事業の収支の悪化と技術者の確保が難しくなる状況に対しまして、住民生活に直結する水の安定供給のためには広域連携も必要でございますけれども、こういった連携に向けた本市の取り組み、現状をお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 本市の広域連携の取り組みの状況でございますけれども、現在、滋賀県におきまして、滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会が設置されておりました、また、滋賀県企業庁におきましては南部用水受水市町を対象に滋賀県湖南水道用水供給事業広域化勉強会が設置されておりました、いずれにも野洲市として参加しており、連携に向けて取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 13番目をお聞きしようと思っておりますけど、先ほど部長がおっしゃったように、来年度平成29年度にそういった計画を立てていくということで、こういった中で市民にも、この14%上げましたけれども、更新、今までできなかったのも計画にできましたということで、周知ですか、そういったのもしかりしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、大きな3番目に入りますけれども、地域包括ケアの実施に向けまして、という確認させていただきます。うちの梶山代表の方も、今回、新しい病院ができる中で、地域包括ケアとの連携をしっかりと組んでいただきたいといった質問をされておりました。もう一度、ちょっと細かくなりますけれども確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

日本は諸外国に例を見ないほどのスピードで今、高齢化が進んでおるわけでございます。今後、認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴いまして、医療や介護サービス以外にも在宅生活を継続するための日常的な生活支援、例えば配食、見守り等でございますけれども、必要になる方が増加することが見込まれております。そのためには行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することが今後求められるわけでございます。と同時に、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じまして、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割を持つことで生きがいや介護予防にもつながる取り組みが重要であると考えております。65歳以上の人口は現在3,000万人を超えておりまして、国民の約4人に1人、これが2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されております。このような状況の中、団塊の世代約800万人が75歳以上となる2025年、これは平成37年でございます。これ以降は国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれておる状況でございます。このため厚生労働省におきまして、2025年を目処に高齢者の尊厳の維持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域の包括的な支援サービス提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を推進してほしいという流れでございます。重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきますというふうな形になっておるわけでございます。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要であることは、私もそう思っているところでございます。人口が横ばいで、75歳以上の人口が急増する大都市部、75歳以上の人口の増加は緩やかだが、人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況は大きな地域差が生じてくることになっているわけでございます。この地域包括ケアシステムは保険者であります市町村や、都道府県が地域の自主

的な主体的に基づき、地域の特性に応じてつくりあげていくことが必要でございます。

そこで何点かお伺いさせていただきます。まず、山仲市長に、1番目でございますけれども、この高齢者の社会参加を一層推進することを通じて元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながる取り組みが重要であると思っておりますけれども、こういった点を市長に対しまして、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

矢野議員の高齢化に関するご質問の全般的な見解についてお答えをいたします。まず、高齢化社会といいますと、認知症ですとか、介護とか、といったことが連想されますけれども、まずはやはり今ご指摘がありましたように、生きがいとか社会参加のあり方が問われるべきだと考えてます。介護予防であっても、介護を受けないようにという、何か、細心の配慮、これ、大事なんですけれども、それが目的になるよりは、人生を全うする意味の活動とか社会参加を行っている結果として、介護が不要になるというのが理想ではないかなというふうに考えてます。定年とか、引退とかいうことも、これも人間がつくった社会制度でして、人生に定年はないわけですから、各人が気力体力を最大限に発揮していただいて、同じ仕事で、ということじゃなくて、さまざまな活動を通じて、生涯現役で人生を全うしていただく社会が望ましいというふうに考えておりまして、今日もはからずも、元気な中高年の方が傍聴に来ていただいておりますけれども、野洲ではぜひそういうまちづくりを進めてきたいと考えてます。しかし、そうはいつでも、全ての方が理想どおりに老後を迎えられるわけではありませぬので、そうした場合、今、ご指摘がありましたように、高齢者が介護が必要な状態になられても、住み慣れた地域で最大限自分らしい生活を継続していただけるよう、医療、介護、そして当然、予防、そして住まい及び生活支援が一体的に提供される、ご指摘の地域包括ケアシステムが必要になってきます。とはいっても、簡単なことではありません。一方で、今、介護保険の国の制度も財源不足ということでサービスが後退していますし、やはり地域の役割が大きくなってきます。野洲市では、これまで培いました生活支援の仕組み、全国に先駆けてさまざまな仕組みを取り入れていますけれども、それを活用しながら実情に即したシステムによってサービス提供に取り組んでいきたいと考えております。それと今、申し上げました、元気と介護、この間が重要でして、介護認定までは至らない、でも、元気ではあるんですけれども、やはり体力が弱っている。

先般といいますか、昨年秋に、病院のシンポジウムを開きまして、そのときに、京大の医学部長、そして総長をされた井村裕夫先生にお話しただいて、あそこでも丁寧に話していただきました、フレイルという、今、概念があります。弱りということなんですけども、病気ではない、でも最大限機能を発揮できない。そういった方々への対応をどうするかというのが結構大きな課題かなというふうに思っています。それと、図らずも、民間のシンクタンク、株式会社日本総研というのがありますけど、日本総合研究所、今話題の日本会議ではありませんけども。そこが平成14年でしたか、ギャップシニアという考え方を出しています。まさに元気と介護の間の高齢者の方へいかにサービスをするのか。日本総研の考えはビジネス的な観点も入れてまして、コンソーシアムをつくっているんですけども、自治体・地域も含めて、その層の方が一番普通なんです。だんだん現役での体力が衰えて、でもやりたいことがあるけれども、やれない、機会が少ないと。そういう方たちにいかに社会参加していただけるかという、これ、プログラム。これからまさに今、日本総研が2年ほど前から取り組んでいるということは新しい分野ですので、今申し上げたような視点も含めて、野洲市でさまざまな活動の場を提供していきたい。現に、今も積極的に老人クラブには他市に負けないくらい支援をしていますし、ウォーキングの分野にも特別支援をしていますし、あと、シルバー人材センターも、国の補助金が減った段階でも市単独でかさ上げをしていますので、あと、文化とかさまざまな活動に現役通じて、生涯学習の観点からも参画いただけるようなプログラムを今後取り組んでいきたいと思っています。

それと先ほど、矢野議員が一昨日ですか、梶山議員の代表質問で、病院のことを触れていただきました。こういったことに関しましては、先ほど言いましたように、医療、介護、予防ですので、医療が一番根幹です。医療なくして今のこの地域包括はあり得ません。今、高齢者の問題というのはやはり、障がいを持っている方のプログラムが先行しています。地元にあるびわこ学園はなぜ全国で範になっているかといいますと、医療を当初から組み込んでいる。他府県の障がい者の施設は福祉から入っているんですけども、びわこ学園の場合は医療と福祉から、両面入っているからあれだけのいいサービスができています。野洲市におきましても、病院事業なくしては地域包括は成り立たないと思っています。

それと、参考までに、おととい守山市議会で質問があって、昨日の新聞に、何か、守山の病院が大変になる、野洲に病院ができた、と。これはちょっと短絡的ですし、現に、守山市民はたくさん野洲病院に来ていただいています。ですから相乗りですので、新しく

病院つくるんだったら、これは、患者さんがこちらへ来られるかわかりませんが、19床の病院が野洲市内にあって、野洲の方も守山の病院に行っておられる。守山の病院の方は結構草津へ行ったり、栗東へ行っておられます。単純に、野洲市民が7%守山の病院を使っているから、新しい病院ができたなら、そこが抜けるみたいな議論は、これは全くまやかして、数年前にも病院の計画でシミュレーションしていますけども、5%くらいの方が、守山市民が野洲病院を利用しておられますし、入院だったらもっと多いですので、誤解のないように、ちょっと機会を捉えて、訂正というか情報の提供をさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） さまざまなプログラム等を取り入れながらやっていただくということで、細かい点をちょっと地域包括に対しまして、ちょうど市民の方、我々もそんなんですけど、ちょっとまだまだ理解できていない部分がありますので、ちょっと何点かお伺いさせていただきます。2番目に、市内のお一人暮らしの高齢者の状況はどう把握されているか、こういった点ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、矢野議員のご質問の2点目の、市内の一人暮らしの高齢者の状況の把握についてお答えをさせていただきます。平成27年の国勢調査では、野洲市の高齢者単身世帯数は1,218世帯で、65歳以上の高齢者のいる世帯の15.9%となっており、増加する傾向にあります。高齢者本人、家族、地域の方などから相談を受けた場合は、自宅を訪問し、状況をお聞きするなどして、必要なサービス、制度につないでおるところでございます。また、その方の状態に応じまして、地域包括支援センターの職員が電話や訪問などによって定期的に状況の把握をしておるといような状況でございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 定期的に見守りもしていただいているのはよくお聞きしているところでございます。3番目でございますけれども、元気な高齢者がいつどのような事態になるか不安を抱えておられる方もおられると思うんですけど、こういった方を把握するのは難しいと思うんですけども、こういった点、ちょっと、今の状況お伺いさせていただきます。

できます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、3点目の、元気な高齢者で、今後の不安を抱えて生活をされている方への対策についてお答えをさせていただきます。より長く元気でいられるよう、市民に身近な場での運動、栄養、歯科衛生等に関する知識の普及を図ると共に高齢者の権利を擁護するための成年後見制度など活用できる制度の周知、情報発信に努めております。また、高齢者の方の生活上の困りごとや健康面などにつきまして、いつでも気軽に相談できる機関として、地域包括支援センターの役割、事業をチラシ、ホームページなどで周知をしておるところでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 成年後見制度というのは、あるというのは、中にはまだご存知でない方もおられると思います。こういった周知もしっかりやっていただきたい、こういった思いでございます。4番目に、高齢者に対しまして、地域との連携が必要でございますけれども、こういった点が今、現状どうなっているかをお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、4点目の、高齢者に対しての地域との連携対策についてお答えをさせていただきます。現在、自治会館など身近な地域でふれあいサロン、いきいき100歳体操などの活動が行われております。いきいき100歳体操は現在、30の団体が週1回から2回、体操に取り組んでおられます。体操の効果を実感し、継続して取り組む意欲を高めていただけるよう、年に1回程度、体力測定のを設けております。元気な高齢者だけではなく、介護サービスを利用している、これらの通いの場に参加できるような仕組みが必要であると考えております。団体の運営を補助する介護予防サポーターの養成を行っておりますが、今後さらに充実をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そういった形で、連携は地域差はあると思うんですけども、わりかしふれあいサロン等で把握されているというのはよくお聞きしております。5番目ですけれども、この地域包括システムの構築、前から市長にお伺いさせていただきます

して、各中学校区ごとに分かれて把握されておりますけれども、現状はどういうふうになってるのか、こういった点もお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、5点目の、地域包括ケアシステムの構築についてのご質問にお答えをさせていただきます。野洲市の地域包括ケアシステム構築を進めるにあたって、1点目に在宅療養者を支えるために、在宅医療・介護関係者の情報共有や連携が最重要となっております。地域医療あり方検討会において、医療、介護関係者、介護サービス事業者、行政などが共同して、在宅療養者の医療、介護、看護の情報共有支援ツールである在宅療養手帳の作成、普及。24時間切れ目のない在宅療養支援のため、訪問看護ステーションと、訪問介護事業者による検討会を実施しております。この取り組みを充実し、人生の終末期ケアを含む在宅医療の推進に向けて、医療機関、薬局、看護、介護の連携強化を図っていきたいと考えております。また、2点目としまして、地域における生活支援を推進するため、高齢者の多様なニーズに対応する生活支援サービス体制を整備することが重要となっております。行政と社会福祉協議会が協力をしまして、地域にどのようなニーズや支え合いの取り組みがあるかを把握し、必要な生活支援サービスを整備するために、地域の方々と共に仕組みをつくってまいりたいと考えております。また、介護予防につきましては、生活支援、社会参加を含めた取り組みが必要となっております。例えば、一人暮らしの高齢者の方のごみ出しを近所の高齢者の方が手伝うという生活支援によって、手伝っている高齢者は他の人に役に立ち、そのことが本人の意欲を高め、効果的に介護予防につながるというものでございます。支える側と支えられる側という垣根を取り払い、社会参加が結果的に介護予防になるという考え方が、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりにつながると考えております。3点目は、認知症施策の充実と考えております。認知症は要介護認定申請理由の第1位でございまして、高齢者虐待の要因ともなっております。認知症への理解を深めるための啓発、認知症の早期発見、早期対応を行う認知症初期集中支援事業、認知症の容体に応じた医療、介護について示した認知症ケアパスの作成、周知。認知症の人の介護者への支援の場として、認知症カフェなどを実施してございまして、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。また、認知症の人の見守りを含む地域の見守りネットワークを市民生活相談課を中心に構築をしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 大変な作業されているのはよくお聞きしているわけですが、そんな中で地域ケア会議というのをやっているわけですが、その状況をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、6点目の、地域ケア会議についてお答えをさせていただきます。地域ケア会議は高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた手法となっております。地域ケア会議では、高齢者個人の抱える問題の解決のために介護支援専門員、介護サービス事業所、行政、地域の支援者である民生委員の方々、ボランティア、本人と家族などが集まって検討しております。個別の地域ケア会議を積み重ねる中で明らかになった地域に共通する課題について、解決策を検討し、地域に必要なサービス、ネットワークなどをつくっていくものとなっております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） ケア会議の中で、いろいろな役目があると思います。その中で、ボランティアの方も入ることになっていると今お聞きしましたが、こういった中でなかなかボランティアだけというのは続かない状況もあります。僕、前から提案しておりますけど、このボランティアされる方に対して、いろいろなポイント制度とか、そういうシステムを考えていただきたいと思いますが、このボランティアの方の位置づけですか、その辺をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、7点目の、地域包括ケアシステムについて、ボランティア活動のポイント制度ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○健康福祉部政策監（辻村博子君） このボランティアポイント制度につきましては、地域活動の参加を促すための有効な手段の1つであるということは認識をしております。しかし、一方では、ボランティア活動は無償であることからこそやりがいを感じるという方もございます。このようなことから、当制度の効果や手続きの面など検証しまして、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 先ほど、ケア会議に民生委員さんも来られるということなので、こういった連携をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、8点目の、民生委員との連携についてということでお答えをさせていただきます。地域の中で、支援の必要な方を適切に把握するために、民生委員さんは見守り活動の中心的な存在であると認識をしております。見守りの中で気づいたことを相談支援の関係機関につなげていただいておりますというのが現状でございます。また、問題解決に向けた支援方法を検討する際、地域の状況につきまして、情報共有し、共に考えるために県域の地域ケア会議や市全体の連絡会議にご参加をいただきまして、連携に努めておるところでございます。地域の課題につきましては、民生委員さんだけではなくて、行政、社会福祉協議会、介護サービス事業者などが連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 民生委員さんの仕事、大変なことはお聞きしているところでございます。9番目に、地域の方とか警察の方、消防署、そういった方たちの連携について、どういうふうになっているのかお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、9番目の、地域の警察、消防署との連携についてお答えをさせていただきます。警察とは、徘徊高齢者等、事前登録制度に登録していただいている人の情報を共有し、実際に行方不明になられた際に迅速に対応できるよう連携を図っております。また、警察、消防署共に、行方不明高齢者対応マニュアルを共有しまして、行方不明者の捜索活動の際に連携を図っておるところでございます。小型発信機を用いた認知症高齢者見守りサービスにつきましては、今年度に滋賀県、湖南4市、関係企業で研究会を設置し、有効性の検証や課題の抽出を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 野洲市でも1名の方が、認知症の方だと思うんですけど、行方不明になっておりますけれども、早く見つかることをお祈りしているところでございます。10番目ですけど、地域の企業との連携も、これ、必要でございますけども、こういった状況をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、10点目の、地域の企業との連携についてお答えをさせていただきます。企業と行政との連携は現在はあまりございませんが、まずどの企業がどのような生活支援サービスを実施されておるかを把握しまして、整理することからはじめ、高齢者の日常生活を支援する仕組みづくりにご参画いただきまして、サービス提供事業者として活動いただけるように連携することが必要であると考えております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 地域との、企業との連携も必要でございます。よろしく願います。11番目の地域医療、市野洲病院との連携はわかりますけれども、他の開業医さん等との連携はどうなっているのかお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、11点目の、地域の医療機関との連携についてお答えをさせていただきます。地域の医療機関、病院、介護保険事業所、行政などの関係者が市の望ましい地域医療のあり方を検討し、体制整備を図ることを目的に地域医療あり方検討会を実施しております。その中で、認知症の方の支援、在宅での内服薬の管理方法など、在宅医療の課題に関して、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職など多職種で検討し、円滑な在宅医療、看護、介護連携の推進に努めております。また、湖南保健医療圏域の関係機関が入退院時の支援における病院とケアマネージャーの連携手引きを作成したところでございます。この手引きを活用し、病院の入退院時に在宅での療養の様子や病院での治療に関する情報を伝えることにより、病院と地域の円滑な連携が図れ、安心して在宅療養を継続することができるよう努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 12番目は今の在宅医療を確保できることになっておりますので、割愛させていただきます。13番の地域介護施設との連携はどうなっているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、13点目の、地域の介護施設との連携についてお答えをさせていただきます。地域密着型サービス事業所はサービス内容などを明らかにし、地域に開かれたサービスの質を確保することを目的としまして、介護老人福祉施設やグループホームなどは2カ月に1回以上、また、地域密着型通所介護事業所や認知症対応型通所介護などは6カ月に1回以上、運営推進会議を開催することが義務づけられております。会議には、利用者、家族、地域住民の代表者であります自治会役員の方々や民生委員、老人会、地権者の方など、また、市の職員も参加をしまして、地域との連携を図っております。また、介護施設の現状を情報共有するなかで、介護老人福祉施設の入所対象である要介護3以上、入所待機者、済みません、連携を図っていることをお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） なぜ確認させていただこうというのは、介護施設というか、特養の方が待機者がおられるということでお聞きしているんです。そういった環境はどうなっているのか。第7期で50床を民間から募集したけど、いまだ、ちょっとないみたいでございませう。介護環境についての現状をちょっとお伺いさせていただきます。14番目です。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、14点目の、本市の介護の環境整備についてお答えをさせていただきます。本市の介護施設の環境整備につきましては、3年ごとに策定しております介護保険事業計画をもとに、施設整備を進めております。このことから、第7期の介護保険事業計画を策定する中で、検討する予定をしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 15番目でございますけど、地域包括ケアに対しまして各自治会の説明に行かれと思うんですけど、そういった連携がどうやっていくのか、いま自治会長さんもお理解できていない状況でございます。そういった連携についてお

伺わせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、15点目の、地元自治会との地域包括ケアシステムとの連携についてお答えをさせていただきます。地域包括ケアシステムの実現に向けて、元気な高齢者はもちろん、介護が必要になっても自分らしく地域の中で暮らし続けられるよう生活支援の仕組みをつくることが必要となっております。この仕組みはトップダウンの自治体の施策から始まるのではなく、住民の暮らしから積み上げていく取り組みが重要と考えております。住民の自主性や善意で対応されている支援の活動を見つけ、地域の人たちに見えるように示し、支え合いの活動がどのように行われているのか、足りない部分は何かなどを協議する場を平成29度から設置していく予定をしております。地元自治会は地域を代表する組織でございまして、協議の場の一員として、ご参画いただくことは必要と考えております。しかし、自治会が支え合いの活動の主体となるのではなく、行政、社会福祉協議会、介護サービス事業所などと共に、地域の生活を支援する仕組みづくりを考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今回なぜこういった自治会の連携を確認させていただきましたかと言いますと、自治会長さんに地域包括ケアを説明行かれるんですけども、なかなかまだ自治会の仕事で手いっぱいのところ、まだ市の方が、仕事をまだまだつくるんかというような認識がありますので、もっともっと丁寧な説明が必要であると考えておりますので、今後も地域包括ケアのシステムはこうだよというのをまた説明していただきたい、こういった思いで確認させていただきました。最後に16番目に、介護支援専門員の確保でございますけれども、介護人材と共にこの人材づくりが必要でございますので、そういった点ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、16点目の、介護支援専門員の確保についてというご質問にお答えをさせていただきます。介護支援専門員の確保の現状につきましては、各居宅介護支援事業所より、毎月居宅サービス計画作成状況につきまして、情報提供をいただいております。市内では、居宅サービス計画作成を受けられる事業所がございますので、現在、介護支援専門員が不足している状況ではないと認識をしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 介護支援専門員、ともかく介護人材ですね。これは国がやっていくべき話だと思いますけど、野洲市独自の介護人材、今回保育士の人材バンク等々、今回、野洲市独特のものをつくっていただきましたので、そういった点も今後考えていかなければならない事態がきたかなと思ってますので、そういった点、またやっていただきたい、こういった思いで最後に確認させていただきました。

じゃ、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第6号、第14番、鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 14番、鈴木市朗でございます。私は今回、野洲市基本計画及びマザーレイク21についての質問をしてみたいと思います。まず、その前に、私たち会派、リベラル野洲が空き家対策の関係で、空き家の活用方法を去る2月の14日、15日と、米原市の方に視察に行きまして、米原市の市役所の中で、本庁所のところでその空き家対策についてる説明を聞いた後、米原市の車で柏原宿まで送っていただきました。柏原宿の空き家をつぶさに、どのように活用されているのかということをお勉強させていただきました。その柏原宿へ行く道中に、雪がぱっと積もっている中で、可憐な梅が1輪2輪とぱっと咲いていたんですよ。そこで私はふと昔、こうい歌があったなということをおい出しました。その歌は「梅一輪、一輪ほどの暖かさ」というのが、作者はたぶん飯田蛇笏先生だと思いますが、その歌をおい出しまして、研修に行ってみりました。前置きはそれくらいにいたしまして、本題の質問に入りたいと思います。

野洲市環境基本計画及びマザーレイク21について、本市の面積は80.14平方キロであり、琵琶湖が占める面積が19.58平方キロメートルであります。陸上部は60.56平方メートル、75.57%に約5万1,000人の方々が生活をされています。県では、思いをつなぎ、命をつなぐ母なる湖のもととして、マザーレイク21計画、この計画には、国土庁、環境庁、厚生省、農林水産省、林野庁、建設省の6省庁が関わっております。そうした中で、第2期改定版を保全整備の計画として出されております。マザーレイク21第2期改定版では2050年ごろの琵琶湖のあるべき姿を念頭に、平成21年度から22年度までを第1期、平成23年から平成32年度までを第2期として、琵琶湖を保全するため、幅広い取り組みを進めているところです。琵琶湖と人の共生で担う再生プロジェクト、森、川、里、湖のつながり、再生による琵琶湖生態系の健全性回復として、

平成28年度に総額125億2,100万円の予算措置がされております。3月5日の新聞をちょっと私、目にいたしまして、琵琶湖の壮大さに注目してということで、この夏、全国公開されます、マザーレイク上映会がせんだって、大津の方で上映されたことがあります。このマザーレイク21という映画は湖南省出身のさあやさんという女性が、13歳の女性です。この方が主演となって、この映画がつくられています。こうしたことは本当に、全国から琵琶湖というものがいかに注目をされているかということが、私にとって非常に胸を打った記事でございました。こうしたマザーレイクという、この映画を、私、質問状には書いておりませんが、やはりぜひとも義務教育の子どもたちにも、こういうような映画をぜひとも鑑賞していただきたいなという思いでございます。それでは、本年では平成21年度末に改定した、第一次野洲市総合計画改定版の中で、里山から琵琶湖へ、豊かな自然と暮らしが調和するまち、野洲として、生物の多様性の維持向上、里山の保全、河川・琵琶湖の保全、農地の保全、基本目標を4点挙げて、第2次野洲市環境基本計画が策定されています。そこでお尋ねをいたします。本市が策定している基本目標3、里山から琵琶湖へつながる自然環境づくりとマザーレイク21との整合性をお尋ねいたします。これは予算も含んでの質問でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 鈴木議員の野洲市環境基本計画及びマザーレイク21についてのご質問のまず環境基本計画の基本目標3、里山から琵琶湖へつながる自然環境づくりとマザーレイク21計画との整合性についてのご質問にお答えをいたします。第2次環境基本計画、基本目標3に掲げております内容は、本市の地理的環境を踏まえ、家棟川流域を中心に琵琶湖から里山までの環境保全による自然環境づくりの推進でございます。一方、マザーレイク21計画、琵琶湖総合保全整備計画でございますけれども、滋賀県が琵琶湖のあるべき姿を念頭に策定をされた計画でありまして、これに基づき琵琶湖の保全に係る各種事業を展開され、双方とも琵琶湖の保全にもつながることから整合しているものと考えております。なお、予算でございますけれども、野洲市環境基本計画推進会議、「えこっち・やす」と言っておりますけれども、への補助金は、平成29年度予算においては、215万円を単独事業予算として計上しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） では次に、市道三上山からつながる妙光寺山、大岩山、大篠原

山から成る豊富な清き水源が農業用水、普通河川各一級河川を通じて、家棟川へと流入し、最終放流は琵琶湖に注ぎます。この山から湖へつながる流域では、多くの生き物、また植物が生息しています。しかしながら、現状の河川を見る限り、動植物の生態、形態、この形態という意味は、川の形、川の環境が変わっているという意味での形態ということで表現していますので、よろしく願いいたします。形態が変わってきているように思います。この観点からお伺いいたします。現状の1点目、河川の現状をいかが受け止められておられますか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） お答えをいたします。家棟川流域につきましては、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの調査によりますと、生息する魚の種類は県内の河川の中でも多く、生物多様性に富んだ河川であるというようなことで報告を受けております。しかしながら、不法投棄、そして農業濁水等による河川への影響もあると認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ただいま、部長の答えでは、現状の河川、市内の現状の河川です、多様性に富んだ動植物が多くあるという回答でした。それでいいんですね。今、この現状を見てみますと、農閑期になると、川が全部渇水しているんですよ。こんなもので、こんな状況の中で、消防水量もないような河川なんですよ、渇水期には。このような中で、多様性に富んだ動植物が、特に水生動物が生息できるわけありますか。こういうことをどのようにお考えなのか。当然、河川の整備とか、そういったことについては、やはり考えていかなければならぬ問題やと思いますけれども、今、現状を見る限り、例えば祇王井川しかり、そうでしょう。今、その水生動物がすめる状況ですか。そういうことについて、再度お答えを願いたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） ただいま、鈴木議員ご指摘の祇王井川上流の小規模な幅の部分につきましては、特に農閑期につきましては、石部頭首工からの取水が少なくなるということで、川の流れが少なくなっているということは承知をしてございますけれども、先ほど申しました報告につきましては、家棟川本流、そして中ノ池川付近の調査でございまして、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） それでは、ただいまの家棟川の件について、お尋ねをしたいと思います。数年前、家棟川が天井川から切り下げになりましたね。切り下げしましたね。切り下げをされました。それは状況としては大変好ましい状況だと思いますが、この切り下げによる効果、水生動植物への効果、その辺はどのように推察されてますか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 家棟川につきまして、議員ご指摘のとおり、天井川から切り下げられたということで、それにつきましては古くから災害、河川の氾濫の危険性を回避するために、地元、元中主町、野洲町もそうだったと思うんですけども、要望活動の上、切り下げが完了したというように認識をしてございますけども、環境につきましてはご指摘のとおり、若干形態が変わったように感じておるところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 河川とは全く違う話になっていきますが、辻町から小堤へ抜ける、大正時代につくられた石造りの隧道がありましたね。当時、私、その鉄橋をしていたときに、既に町会議員としてこの場にいました。そのときに、全く違う話ですよ、そのときに当時の町長ですか、助役やったか、ちょっとその辺の記憶は忘れましたが、あの家棟川の隧道は近代建築遺産として、また再度組み立てて残すということを明言されまして、それである隧道を壊したわけですね。それができてない。たしか、鏡山で、大正時代に大正天皇が軍事演習に来られたときにつくられた隧道だということを、私は子どものころから聞いておりました。まあまあ、そんなことは余分な話として、参考のために申し上げておくだけですので、お答えは要りません。次に入りたいと思います。みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクトの具体的な取り組みはどのようにされますか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） みんなが親しむきれいな川づくりのプロジェクトの具体的な取り組みについてでございますけども、このプロジェクトは、川の再生、保全を図り、人が安心して水と触れ合える環境づくりと在来生物が生息できる場所づくりを進めているところでございます。具体的には、地域住民、市民団体、事業所、専門家、行政等とが連携して、琵琶湖固有種でございますビワマスの生息できる環境づくり、産卵床、そして落差工の魚道設置を推進しておりまして、河川環境を保全しているところでございます。こ

の他、環境計画推進会議によりまして、生き物観察会、あるいはエコ遊覧を通じまして、河川環境を知る機会を提供していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ただいま、お答えをしていただきました。どなたか忘れましたが、ビワマスに関する条例を制定したらどうやというような質問がございました。私たち、環境経済常任委員会が出前講座、蛍の飼育をされている方たちと懇談をいたしました。そのときにおっしゃったのは、当然ビワマスもさることながら、守山は蛍を1番に挙げておられる。私たちも蛍を飼育しているけれども、守山のまねして蛍というのはもう2番手になるから蛍よりビワマスの方に力を入れてくれたらどうやというようなことをおっしゃってまして、関係者から、野洲がいち早くビワマス条例でもつくって展開していただけたらどうかなというような関係者のお話でございました。そして今、さまざまなことを部長がおっしゃいましたが、野洲川土地下流の水では蛍は生息しないんです。出前講座に行ったときの方々たちは全部人工飼育をされている方なんです。なぜ野洲川下流の水では蛍が飼育できないというのは、CODという水中の酸素の中に含まれる有機汚泥量が多いんですよ。蛍が生息する数値は2です。野洲川下流からの水、これは数値が8なんです。そうした状況の中で、蛍というのは自然に、自然繁殖というのは到底不可能なんです。そうしたら、その親しむ、きれいな川づくり、いわゆるわけして親水河川です。こういうものを、やはりこう、どういうようにして、今さまざまな、なんやら再生保全会議やとかさまざまなことをおっしゃったけれども、そうでしたら、具体的にどうしていくんやと、いうようなことがやっぱりここでは説明していただきたいですね。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 前段に、昨日の一般質問の回答で、ビワマス条例についてご提案いただいたわけなんですけども、答弁でも申し上げましたとおり、今、市民団体を中心に行政も協力しながら、地道な活動をしていただいているところでございまして、そうした活動を見守るのが大切だということで、条例制定までは考えていないというような回答をさせていただきました。そしてビワマスにつきましては、県の規則の方が制定されていまして、例えば捕獲禁止であったり、そういったものに対する罰則規定も県の規則で定めておられるということを総合して、昨日の回答となったところでございます。川に親しむ、親水についての具体的な取り組みにつきましては、現在のところ、目に見えた事

業は実施していないところがございますけども、先ほど申しました、祇王井川、家棟川のそういった、市民活動に対しまして、協力をしていきたいと、このように考えています。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） なかなか行政だけではやはり大変だと思いますよ、実際。やはりこういう事案は、やはり私たち市民が、一人一人がやはり気をつけて、川に親しむ、そういうなことを実行していかなければならないという思いはしてます。今ビワマスのお話をされましたが、私もビワマスの監視員さんにいろいろとお話を聞きました。中ノ池川のあの堰、あそこまでビワマスが遡上をするというような話も聞きまして、個体としてはあそこの堰まで、どれくらいの個体数が遡上したのか、おわかりだったら、説明していただけますか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 家棟川から中ノ池川、そして中ノ池川には、議員おしゃっていただきました、落差工が設置されております。落差工を遡上するために、魚道の設置を今年度していただいたわけなんですけども、残念ながらそれよりも上流への魚の確認はできませんでした。しかしながら、3月に入ってからでございましたですけども、このプロジェクトのメンバーによりまして、落差工より下流側でございまして、稚魚の確認をされました。昨年同時期では3匹でございましたですけども、3月に入ってから21匹の稚魚が確認できたということで、昨年からしていただきました産卵床の効果が一定できたかなということを知りました。これは朗報だなということで、情報の共有をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） マスというのは、いずれにしたかて、サケ科ですから、やはり自分が生まれたところへ帰ってくるという、卵がかえったところへ、サケの一種ですから、帰ってくるという習性がありますから、できる限りやはりそういう産卵できる環境を整えていくのが、まずは私は先決だと思います。そうした意味において、ビワマスが泳いでいる、本当にきれいな川づくりのプロジェクトにぜひとも取り組んでいただきたい。

じゃ3点目に入ります。里山を守り育てるプロジェクトについてお尋ねをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） このプロジェクトにつきましては、里山の保全活動、市

民等への体験の機会づくり、そして啓発イベント等を推進しております。具体的には、市民団体生産森林組合との連携によりまして、植栽等の森林資源の有効活用を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 前段に申し上げましたが、四方、三上山からずっと、面々とながっております妙光寺山、大岩山、大篠原山と、その山々が水源の涵養地になっていると私は思うんです。ところが、今現在、こう見てみますと、山は、水源涵養地たる山が荒れているという語弊があるかも知れませんが、なかなか手も入っていません。ですからいくら河川を、琵琶湖を、と申し上げても、まず根源となる水源涵養地の整備が、私はこれ、大事だと思うんですよ。そうした意味からしても、部長、どう思われますか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 里山の管理の件だと思うわけなんですけども、先ほど答弁の中で、イベントということを上げました。実は、例年3月を中心に、漁師と一緒に野洲の山に木を植えようということで、漁民の森づくり推進事業ということで実施をさせていただいております。この3月11日にも大篠原の里山におきまして、木を、植栽をさせていただきます。例年約200名程度の参加を、企業あるいは地域の皆さん、各種団体等の協力を得まして、実施をさせていただいております。主催は野洲市ではございませんけども、そういった団体の主催によりまして、させていただいております。そしておっしゃるとおり、山の管理はできてないような状況だと思います。ただ、大篠原森林組合、あるいは小堤の森林組合に対しまして、例年、わずかでございますけども、管理料というかたちで支出をさせていただいております、補助金として。これは里山、下枝の伐採あるいは林道の整備、修繕等の目的に使っていただくというものでございますけども、そういった側面の支援をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 3月11日には、ちょっと会館の名前は今忘れましたが、ちょうど小堤と大篠原との中間くらいにですか、あれは何会館というんですかな、林業会館じゃなしに、山と、今おっしゃった漁師さんと、取り入れた会館の名前ですね、あれ、たしか、そうでしょ。会館の名前、私、忘れました。高橋君、知ってるか。たしか、そういう

ような、なにがあると思うんですがね。3月11日にたしか市長もご出席されると思うんですよ、この日には。それはそれでいいです。ただ、そのイベント1日でその里山が守れるか言うたら、それは到底無理です。それと、小堤、大篠原に、わずかながら支出させてもらっているということですが、やはり本当に川、湖を大事にしていこうとすれば、まず水源涵養地が、まずは大切だと思うんです。もう、言うたかて、なかなかイエッサーとは言ってもらえないと思います。そこでまず1つお聞きしたいのは、この件について、大篠原の岩蔵寺のずっと奥の方、あそこにバイオの便所をつくられたでしょう。約1億円ほどかかっているんです、あの便所。あの実態は今どないなってます。行かれたことがありますか、どうですか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 合併以降、その林道に豪華なトイレを設置したということの話は私、存じましたですけど、現場にはまだ寄せていただいておりません。知りません。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） だから、そういうことを確認してないこと自体がもうそもそもの間違いなんですよ。このバイオの便所というのは、こういう大きなイベントをしたときにここを使用するという目的でつくられた便所なんですよ。イベント用の。ところが地元の方にお尋ねしますと、浮浪者がそこで寝ているというような状況なんですよ、今。だから、いかに、その里山に手が入っていないかというのが。私が言わなくても、現状を見ればわかると思います。そうした意味からしても、おっしゃることはよくわかりますが、やっぱり水源涵養地というのは、これは大切にしていかなければならない。再度お答え願えますか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 野洲市は山、川、そして琵琶湖、全てつながっておるところでございますし、当然、里山の重要性認識してございますけども、先ほど申し上げましたとおり、今のところそういった側面での支援ということでさせてもらっているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） なかなか今の話では、私には理解はできないということでございます。まず、4点目に入っていきたいと思います。琵琶湖を守ろうプロジェクトについて

てお尋ねいたします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 琵琶湖を守ろうプロジェクト、このプロジェクトにつきましては、琵琶湖の水質浄化を推進するための活動や啓発を推進します。具体的な取り組みとしては、ヨシ群落を復活させる取り組みの他、湖岸の浸食防止対策を県に要望しております。また、琵琶湖環境の保全意識を啓発するために、あやめ浜まつりといった市民団体のイベント開催の支援をしているところでございます。琵琶湖の現状など、さまざまな琵琶湖環境の保全の方策を探ってまいります。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 数年前に、私たち会派の方で湖岸開発でお伺いして、以前と今、現状の琵琶湖の形態はどうなってんねんということで、研修に寄せてもらったことがございます。そしたら管理者曰く、シジミもかなり戻ってきたと、そして藻も少なくなってきたと、それはやはり皆さんがそれだけ琵琶湖に興味を持っていただいている証やというようなことをおっしゃっておられました。確かにここ20年、30年前の琵琶湖と、今、湖岸開発の、私もあまり行かないんですが、1年にいっぺんくらい行って、湖岸開発行って、砂浜を観察してみますと、やはりきれいになってます。それだけ皆さんが手を入れていてくれると。そしてまた、山の関係で部長が答弁されましたけれども、1年に1度、企業とか諸団体が一堂に会しまして琵琶湖岸をきれいにする運動ということで、されているということも聞いていますし、本当に琵琶湖自体もきれいになりつつあります。でも、50年60年前の琵琶湖の姿とは違います。そうした意味からにしても、やはり琵琶湖を守るプロジェクトに、当市も全面的に力を入れていただきたいというような思いでございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、環境に優しい農地の活用プロジェクト、第二次市農業振興計画との整合性についてお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 環境に優しい農地の活用プロジェクト、第二次野洲市農業振興計画との整合性につきまして、お答えをさせていただきます。環境に優しい農地の活用プロジェクトにお答えをいたします。当該プロジェクトは生態系への負荷が少なく、

人に対しても安心安全な農業の推進を掲げております。具体的な取り組みといたしましては、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取り組みや、ゆりかご水田事業などがありまして、第二次野洲市農業振興計画との整合性を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） まずは、今の農業自体が農地集積ということで、大規模農家がやはりこの私たちの水田を守っていただいているということに対しましては、非常に敬意を表するわけでございますが、先ほど申し上げました、環境経済建設常任委員会でお伺いしたときに、ゆりかご水田、あれをしても、上流に農地集積である大規模農家が所有されているところには、除草剤、畦畔の除草剤がだーっと散布されている。そうした意味合いにおいて、非常に環境によくないというようなこともおっしゃっていました。そして私たちが住む野洲においても、これから春になると、子どもたちがツクシを取りに行くんです、ツクシを。そしたら近くで農作業しておられる老人が「ここでツクシ取ったらあかんで、今、農薬まかれたとこやで」というような状況がたびたび見受けられるんですよ。農薬自体は当然、適合した農薬を散布されているとは思っておりますが、やはりその構外から何メートル離れ、何キロ離れたところ以内にはやはり子どもたちがそういう農道を遊び場としている経緯があります。そうしたことを考えると、その除草剤の散布が正しいのか正しくないのかというのは、自ずとして皆さんおわかりだと思いますけれども、でも、その大規模農家にしては、草刈り機で、とてもじゃないが、草刈りしていたら、それだけの農地集積に対しての対応ができないというのが現状だと私は思います。そういうことを考えてみると、今後のこの農業振興計画、振興と今、私が言うてんのは若干すれ違いがあるかもわかりませんが、そういうことについてどのようにお考えですか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 前段、水田の、魚のゆりかご水田について、ちょっと紹介していただきました。旧中主地区、須原安治地先で40ヘクタール、400反の実施をいただいているところでございます。議員おっしゃっていただいておりますように、農地集積が、野洲市は特に数字的に70.3%という流動化率と集積率ということで、大規模農家、若者を中心に集積をされています。そういう中で、除草剤の散布はおっしゃっていただいたように、仕方がない、このようには思うんですけども、実際子どもへの影響等を考えてみますとよくない。そういった意味におきまして、国の事業であります環境保全型農

業直接支払い交付金というものがございまして、これは農業者グループに対する支援であります。その中身の1つに、ケイハンの草刈り機での除草。薬を使わない、農薬を使わない、そういった事業に対して、試みに対して補助するというようなことで、市内のグループに助成をしているところでございます。そういった助成金の中ではありますけれども、環境に優しい取り組みを誘導させていただいております。このようなことでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 今、部長の方から前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。そうしたやはり国、県の補助対象事業をやはり有効に利用して、やはり大規模農家には安心して農業経営が営むような方策を市としても考えていただきたい。やはりそれが何よりの市としての私は責務だと思いますので、今後とも、さまざまなことを申し上げましたが、よろしく願い申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。再開は午前11時10分といたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7号、第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

それでは、条例等の意義についてということで、まず質問をさせていただきます。今議会に、空き家の適正管理に関する条例、これを廃止する条例案が提案をされました。過去に、条例等で実態と合っていないものはないか、廃止や見直さなければならないものはないかと質問をいたしました。その後、見直しなどについてどのようにされているのかを中心に、条例等の意義について質問をしたいと思います。憲法第94条で、地方公共団体は法律の範囲で条例を制定することができる、と自治立法権を付与されており、地方自治法第14条第1項では、地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる、と規定をされていますが、自治法第2条第2項の事務といわれるものの、どの範囲までを条例で定めるのか、または、条例には市の義務や市民などの権利、義務などが規定をされており、法的拘束力もあります。それらに対して違反する者に対しての罰則を規定しているものもあります。また、法律や条令等とは異

なり、行政機関の内部規定のような要綱などもあります。これらの持つ特徴的なことや意味合い、また解釈などについて伺ってまいりたいと思います。

1 番目に、私も会社勤め時代には、要綱や要領などで仕事の仕方などを定めたものがありました。行政機関におきましてはこういった類いは、どこか違うのかなという、民間とは違うのかなという思いがあります。まず、こういった例規といわれるものの体系について、どのようになっているのかをお伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 丸山議員の条例等の意義についての1点目の例規の体系についてでございますけれども、例規の体系につきましては、条例と規則、この2層構造が基本となっております。なお、要綱というのもございますけれども、これは地方公共団体における内部規範として定められるものでございまして、例規には該当しません。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 私も感覚的に今、思っていたようなことかなと。要綱についていきますと、例規には該当しないのかなと思っただけなんですけど、ホームページから見ますと、例規集という項目がありますよね。そこを見ると、条例とか規則、その他要綱類とかあるんです。あとで言いますが、千いくつあるんですよね。この辺の、今、部長の言われた、これはどうなんですか。その辺がわかりにくかったので、体系を教えてくださいということ今、伺ったんです。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 今、体系ということでは基本的にはこの2つということで、2層構造ということございまして、今、例規の中に要綱も上がっているということでございますけれども、そうした関連もございまして、こうした例規には要綱も一緒に上がっているということになります。厳格にといいますか、例規といいますと、この2つ。条例、規則という解釈になります。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） そうですね。私も、その例規を調べてみると、これが今、部長の言われたのがそうかなと思うんですけど、今言ったように、ホームページの中では電子版として、例規集として全部入っとんです。その中に、まだ何か分類の中で、訓令とかその辺がごっちゃごちゃになって、わからないんですよ。何か、そのホームページ上のその辺

をなんとかうまいこと整理はできないんですか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） ちょっとホームページでの整理ということについては、これをきちっと、条例、規則、それと要綱とを分けてということの趣旨でございましょうか。これ、やはり要綱につきましても関連性もございしますので、一体的にこうした形で上げる方がよりわかりやすいのではないというふうな判断をいたしております。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 確かに関連があるのもあるので、分けてしまうのは難しいかもしれないので、その表現というか、今言いました、私、例規集となっているから、全てが例規かなと思ったら、やっぱり違うということなので、その辺をわかりやすく、例規といわずに、具体的な言葉で書いてしまうとか、何かその辺をちょっと、広報秘書課になるんですかな、それもあわせて検討しておいて下さい。今、言われたので、全部ばらばらにしないでしまうのもどうかなという気もしますので、それぞれの自分の見たいものを検索するのは、あれがいいんですよね。千いくつがいっぺんに入っているから。その見出しとしてが、ちょっと、行政の例規という、例規集となつとるのが行政独特の言葉かもしれませんが、その辺をちょっと1回、一旦整理をして下さい。

じゃ、次に、今言われたことで、条例と規則、それから要綱との基本的な違いについて、というのは、私、思っと思ったのと同じで、条例などについてはいわゆる当該市の市民とか事業者、行政職などが守る義務があるというか、拘束されているものと解釈をします。また、要綱は、先ほども言いましたように仕事のルールなどを定めた行政機関の内部規定のようなものと理解しておりますけども、こういった理解でよろしいでしょうか。先ほどもちょっとありましたけど、再度わかりやすくひとつお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 条例と規則、それから要綱との基本的な違いということでございますが、今議員がおっしゃいましたような形、それは一定そういう内容になると思いますけれども、まず条例につきましては地方公共団体が定めることができる法規の一種ということでございまして、当然、この条例の制定あるいは改廃につきましては議会の議決を要すると。そして市民等に義務を課したり、あるいは権利を制限する場合、こうした場合はこうした条例の形式によらなければならないというものでございます。一方の規則でございますが、これも法規の一種ではございますけれども、規則の制定・改廃、これ

は条例と違いまして、議会の議決は要しないということでございます。地方公共団体の長において定めることができるというふうになってございます。内容は財務など自らの事務について定めることができまして、また、条例から委任をされる、そうした事項、あるいは条例の施行についても規則で定めることができるというものでございます。それから、条例から委任があるときは、権利、義務に関わる事項の細目についての規定をすることもできるというものでございます。それから、要綱でございますが、議会の議決をこれも要しませんけれども、執行機関の意思決定によりまして定められる点では規則と同様でございますけれども、要綱は内部的な規定として定められるものでございます。従いまして、法的な強制力というふうなものは持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 私もいろいろ、こう、調べてみましたら、今おっしゃるようなこと、だいたい書き物で調べますと難しい言葉で書いとんです。今説明を聞きながらこれを見ていると、なるほど納得できます。そういう意味で、ちょっと説明をお願いしたわけなんですけど、さらに法律とか、その辺でいくとわかりにくいところがありまして、地方自治法の、先ほど言いました第14条の第1項で、第2条第2項の事務に関し云々というのがありまして、この事務という言葉について範囲といたしますか、対象といたしますか、その辺の解釈が非常に難しいので、この自治法のここでのいう事務についてわかりやすい説明をお願いをしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 3点目のご質問でございますが、地方自治法でいうこの事務でございますけれども、地方自治法の第14条第1項に規定をされております。第2条第2項の事務というふうになっているんですけれども、この事務については法定受託事務と自治事務、この2つがございます。法定受託事務はどのようなものかということでございますけれども、地方公共団体におきまして、本来ですと、国あるいは都道府県が果たすべき役割に係る事務、これを地方公共団体が行うようなものでございますけれども、例えば国政選挙、あるいは県の選挙の事務、あるいは生活保護でありますとか、統計事務、それから国民年金事務、こうしたものが法定受託事務といわれるものでございます。一方の自治事務でございますけれども、今申し上げました法定受託事務以外の事務全てを、これを自治事務というふうになってまいります。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 法定受託事務というのは何か以前にはぎょうさんあったんやけど、これは減ったいうやつ、減って今言われたようなことになったということなんですかね。何か以前に、国からの、これやれあれやれ言われとったんが、一部はそれぞれの自治体が独自にやるとかな。ちょっと混同しとるかな、私。もうちょっと詳しく、済みません。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 今、法定受託事務、例えばということで、例を挙げて申し上げたところでございます。ただ、法定受託事務も昨今の権限移譲等に伴いまして、市町村に事務がおりてきているというものもございますので、以前と比べると減っているということは言えるのかもわかりません。

（「機会の一部……」の声あり）

○総務部長（遠藤伊久也君） 申しわけございません。訂正をさせていただきます。以前、機関委任事務ということで、国、県の事務ということでございましたけども、今それが法定受託事務というような形で変わっております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。私も機関委任事務をそれと勘違いしていました。わかりました。じゃ、ちょっと関連なんですけど、先ほどのその条例と規則の関係で、条例の中には定めているものいろいろあるんですけど、先ほどに言われた分から具体的にいうと、条例を制定する場合、いろんな条例があるんですけど、こういうときに制定するんやとかいうのを、とか、これは条例として制定しなければいけないとかいう、何か取り決めじゃないですけど、どういう基準で条例というのをつくるかという、その辺、何か、私も質問悪いですが、条例を定めるのはこういうときに定めるのだというのを、ちょっとお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 市が条例を制定する場合はどういうときかということでございますけれども、必ず条例として整備をしなければならないという、法令上の根拠がある場合、これはもう当然、市の施策を実施するために根拠がある場合は当然条例で制定というのは当然でございますし、また、市の施策を実施するために市が独自に条例を整備す

る場合という、この2つがあるというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） じゃ、済みません。その条例の中にいろいろあるんですけど、条例は先ほども説明ありましたように、議会が決めるということなんですけど、その条例の中に、例えば施行日は規則で定めるとか言うて、附則で書いてあるのありますよね。その辺が、条例はここで議会で我々知るんですけども、その規則で定めるとなったときには実際その規則で定めた施行日が、条例が施行されたんが我々わからんわけです。その場面に遭遇せんと。そういうことで、こないだの全協でしたっけ。民生委員推薦会か何かの分が、あれ、規則の中に入ってるので、議会の方はもういいですわって、いうてなって、全協で言うてくれましたけど、通常の規則で定める、施行日は規則で定めるってなってて施行されるというのは、例えば重要な、議会として知っておいた方がええような内容はどっかの場面で教えていただけると、そういうことはできないんですかね。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 施行日について、規則に委ねられている部分のお知らせということでございますけれど、そうした場合というのは、まあまあ、数としては少ないと思うんですけども、これまでからちょっとどうだったかわかりませんが、市民に大きく影響するような問題ですとか、そうしたものについては条例に限らず、いろいろ議員さんの方に全協を通じてお伝えをするというふうにいたしておりますので、そうした条例の施行につきましても、やはり大きな影響のあるようなものについてはこちらで必要があると判断をいたしましたらお知らせをさせていただくようにしていきたいなと思っております。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 具体的に言いますと、たしか住民投票条例が6年か何か、公布の日から6年以内となっていて、いつのまにか施行されていたと。それは規則でそういうふうに定められとったかというのは、たしかそれは我々聞かされていなかったと思うので、今言われたような重要なやつについてはぜひともお願いをいたします。

それでは、次に、今、条例の制定の言われたんですけど、条例というのをつくらなかつたらどんな不具合が生じるんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 条例がなければどんな不都合があるのかということでござ

いますけれども、当然法令違反、あるいは円滑な市の施策の実施ができなくなるおそれがあるというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 先ほどの趣旨から言われると、そういうことになる、無法になるんかなという気はいたします。それでは、条例の中には市や市民などの権利と義務が規定されているんかなと。罰則が適用される場合と適用されない場合があると思いますけれども、罰則規定がないとき、または罰則規定はあるが、その条例の禁止事項が罰則にはあたらない場合に、その条例に違反した行為があったときについてはどうなるんかというのをちょっとお伺いをいたします。2つのケースで、市民または事業者などが条例に違反した場合、これは、野洲市生活環境を守り育てる条例などがあるんかなと思いますけれども、こういった場合、条例に違反した場合はどういう対応になるのかをお伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 条例に違反した場合ということで、まず市民または事業者などの違反の場合ということでございますけれども、当然、例規に罰則規定がない場合、例規の規定に違反する行為があったといたしましても、刑罰過料を科すことは当然できませんし、ただ、その例規に勧告ですとか命令とか許可の取り消しとか、そうした行政指導、行政処分の規定があれば、市としてはその規定を根拠にそれぞれ対応させていただくということになります。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 今、言いました生活環境を守り育てる条例というのはたしか今、部長の言われたように、届け出なければならぬとか、なんやそういった責務が書かれてまして、これに違反した場合は勧告するとかそういうふうになっていますけど、条例によたらそこまでなっていないものもあるんかなという気がするんでちょっとお伺いしたんですけど。例えば、そういう勧告するとかそういうのがない場合ってのはどうなるんですか。今ここで言う市民とか事業者の場合、そういうのはないですかね、条例では。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 当然、例規にそうした内容が規定されていない場合は、何も根拠がございませんので、それに基づくものがなければ対応ができないということになりますし、なければ、それはどういうんですか、事業者なりに努力と申しますか、それによってその内容にあった対応をしていただくような努力をしていただくということしかでき

ないというふうに考えております。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。それでは次のケースにいきたいと思いますけども、市または市の職員が違反した場合、要は、これはしてはならないという条例で規定されている場合に、それに違反した場合、してはならないとなっておきながら罰則規定にはあたらないという、こういうのがあった場合はどういう対応になるのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 市あるいは市の職員が条例に違反した場合ということでございますが、こうした場合も当然、その例規の規定というのが適用されるということになりますけれども、その違反した行為が、例えば地方公務員法に抵触するということであれば、その地方公務員法の罰則規定の適用を受けるということも考えられるということでございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 具体的な例でいきますと、以前もちょっとお話ししました。個人情報保護条例、あれで外部提供はしてはならないとなってるのに外部提供をしたということについては、何ら、その後どうなったのか我々は聞いてないですし、あの条項からいくと、たぶん地方公務員法の秘密を漏らしたらいけないに該当するのではないかなと思うんです。こういうケースの場合、どうされるのか、もう、ほったらかしなのか、先ほどのその事業者の分と同じで、当面はそのままやと言われるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 今、おっしゃいましたその事例については、情報漏えいということにあたるのかどうか、その辺の判断はちょっと今、私の方では判断をいたしかねておりますので、お答えを申し上げることはできません。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） いいですけど、それは情報漏洩えいではなくって、今言うた、自分とこの所管している現課の情報そのものが課内の関係ない者に漏らしていけないのが内部漏えい。次、自分の違う課以外に出すのを外部漏えいと、たしかなってますよ、個人情報条例では。そういうことはしてはいけないとなっとなってます。個人情報を漏らすということと、その行為をしてはいけないということとあるので、その行為をしてはいけないということ今聞いたんですけど、今、答えられないということだったらそれでもけっこうで

すけど、そういうのがどう対応するのかいうのはしっかり覚えておいてというか、対処してほしいなど、こういうふうに思います。はっきりとしとかんといかんかなと思っています。

それでは、次のところに行きますけども、先ほど言いました要綱を制定する範囲というんか、どういうときにその要綱で、そのルール決めというんか、そういうなのを決めるのか、その範囲というのを伺いたしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 要綱制定するその事務の範囲ということなんですけども、具体的な例というふうな形ではお答えはできませんけれども、一般に地方公共団体の事務の手順、あるいは要件等を条文形式にしたものということで、補助金交付要綱とか、福祉サービスの実施要綱といったものがございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 行政のことですから、確実に仕事をやらないかんということで定めるという理解でいいんでしょうかね、平たく言えば。そういうことですね。はい、わかりました。

じゃ、次に7番目のところに行きますけども、平成26年の第1回の定例会の代表質問で今言うた条例等の整備どうなっているんですかということで質問をしました。そのときの回答は、当時は1,016本あって、条例等は改正作業ができていない、告示については規定内容が多岐にわたり、十分な確認ができていない、と答弁があって、見直していきますというようなことやったんですけど、現在までに見直し等が行われたのかをお伺いします。先ほど言いましたように、ちょっと私がざっと数えたら、1,085本くらいあったのかなと思います。多少数が違うかもしれませんが、これで今言うた状況について、条例、それから規則、要綱がどうなっているのかをちょっと伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 今現在の条例規則等の総数でございますが、1,060本でございます。その内訳でございますが、条例が229本、規則が207本、要綱その他が624本となっております。条例規則等の制定・改廃につきましては、制度改正等に伴い、その必要性が生じた場合には速やかに行っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。以前に質問をしたときよりかは、最近はその辺が順調にされているのかなと聞きました。私も時々ネットで見ますけども、されてましたので、今後も引き続き、その辺は注意してやっていただけたらなと思います。

これで1問目を終わりますけども、議長、いいですか。時間というか、次のところに入ると中途半端になるんですけど。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時からいたします。

（午前11時38分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丸山議員より、発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 午前の会議で条例の附則の件のときに、民生委員推薦会規則のことを、条例のような認識で発言をいたしました。これは誤りでしたので、訂正をさせていただきます。

それでは、次の質問にまいります。野洲駅南口周辺整備に係る野洲市給与所得者の会との協議について、去る1月26日の全員協議会に野洲駅南口周辺整備に向けた南口サイクルセンターの補償協議についてと題した野洲市給与所得者の会が所有する南口サイクルセンターの除却に伴う補償協議についてが、協議事項として提案をされました。私から何点か意見または修正も求め、提案どおり給所会との協議を継続していただくことになりました。その1月の全協から1カ月以上が経過をしております。その後の協議の状況などについてお伺いをしたいと思います。まず1点目、全員協議会で協議した結果、提案内容に対し意見も述べさせていただきましたが、それ以降、給与所得者の会との協議を行ったかどうかをお伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、丸山議員の1点目のご質問でございますが、全員協議会以降の給所会との協議につきましてお答えをいたします。2月14日に給所会と協議を行っております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 2月14日に協議されたということですけど、そのときの感触な

どはどうでしたでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） ただいまのご質問でございますが、当日の協議の感触についてお尋ねでございます。市の基本的な考えをもって協議に臨みました。しかし、双方の考え方にまだ隔たりがあるということで、協議を終えております。その内容でございますが、給所会の意向といたしましては、現時点で給所会の役員会として合意形成しているのは、新たに整備される駐輪場が指定管理者制度となるのであれば応募したいというようなことございまして、市営駐輪場の運営手法が確定しない状況では市の基本的な考えの補償内容には同意できませんということと、もう1点、市から何らかの形で参画方法が示されないのであれば、営業補償額はこちら側からの申し出どおりであるというような、主に以上この2点が示されたという結果でございました。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。隔たりがあるということで、かなりの感じがいたしますし、かなり強引というか、強硬かなという感じがいたします。協議の内容はいろいろあると思うんですけども、次に、中でも、今も話がありましたけど、給所会が主張しています高額な補償額について、応ずるつもりなのか。市としての協議方針というのは、どういうふうに思われているのかをお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、2点目の協議方針のご質問にお答えをさせていただきます。1月26日の全員協議会でご協議いただきました結果のとおり、土地の賃貸借契約の解除に係る損失補償につきましては、建物、設備等の解体撤去費及び施設の廃止に伴う人的補償等の実損相当額とする、市の基本的な考えをもって協議に臨んでおりました。市としましては、今後も引き続きこれまでの考え方を基本に協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 以前の全員協議会の時にも話ありましたけども、法の定めがあるということですけども、法の定めがあったとしても、もともと給与所得者の会は補助金団体でもあって、まちづくりにもいろいろ協力してきたと、そういう信頼関係というんです

か、そういった中において、現在の土地も市から借用して収益事業をやっているということでございます。そういうことでいけば、市の土地ということは市民の土地なんですよ。その土地を利用して、利益が出ているというのであれば、本来は私は市民に返すべきやと思うんです。それが今のその実態としては、役員報酬として、いわば利益配分といわれても仕方ないようなことをしていると。それから前の資料にもありましたけども、さらには会が解散するかもわからんと。要は、南口でやれへんのやったら解散すると、そうゆったことに対して、残余の財産は受け取る者を決めて配分すると。これも当初の定款で決めたことと違うんですよ。そういうこともやったり、また、解散したら、北口駐輪場は我々は知らんから市が責任持ってやれとか、これはあまりにも無責任甚だしいと私は思ってます。このことについては、特に答弁は求めませんが、私の思っているところとして述べさせてもらいました。次に、この件については、駅南口の周辺整備に関する重要なことと位置づけられており、そのためには早期に解決することが求められますけども、この給所会と合意する目標というんですか、そういうような時期は設定はされているんでしょうか。設定されているとするならば、いつごろに設定されているんでしょうか、お伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、丸山議員、3点目のご質問でございますが、目標時期のご質問につきましてお答えをさせていただきます。1月26日の全員協議会におきましては、今年度中の基本合意を目指すということでご説明をさせていただいておりましたが、2月14日の給所会との協議の結果、この年度内の基本合意は困難と判断させていただきました。平成29年度の早い時期に基本合意できるよう協議を今後も進めてまいりますと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。先ほど言いました、南口の周辺整備に関することですので、できるだけ早い解決、双方が折り合うところを、合意点を見つけてやっていただきたいなど、このように思います。

それでは、4点目のところにいきます。全員協議会の資料の最終のページに所見ということで書いてあった事項につきまして、都市建設部の方にも修正または削除を求めていたしましたが、その後、何の回答もありませんけども、この所見に書かれてます2つの項目につ

いて、それぞれこれを、こういったことを書き記したという目的は何やったんか、何を根拠にしていたのかをお伺いをします。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、丸山議員4点目のご質問でございますが、全員協議会の資料の所見のご質問についてお答えをさせていただきます。駐輪場の移転経緯について、過去の資料から客観的に判断をさせていただきます。透明性を図ることを目的としたものでございまして、1つ目の所見につきましては、平成25年11月25日の全員協議会の資料でございます。野洲駅南口私有地及び駐輪場に係る経過概要を関連情報としまして記載したものでございます。2つ目の所見につきましても、平成25年の全員協議会資料をもとに総合的にまとめたものでございまして、当時、Cブロックの整備計画に示しておりました公共施設整備の当初の目的が達成されなかった時点で、給所会から市へ何らかの意見等がされることが一般的であると、このように考えてございまして、それがなかったという事実に対しまして、率直な疑問として記載したものでございます。また、全員協議会の資料の削除、あるいは訂正につきましては行う予定はございませんが、全員協議会で丸山議員からご意見をいただきました。町の計画に駐輪場が支障になるなら移設すると、給所会の方から移設を申し出た点、さらにマンションのことについては、給所会は何も知らされてなかったという、この大きな2点につきましては、資料に追記をしたうえで、庁内で認識をしまして、今後の資料作成時の参考とさせていただきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 最初の話、ありました、勝手な臆測でこうやったということはちょっと不満が残りますけども、あと、公文書として残す中に私の言った内容も反映をさせていただいたということでもあります。本来ならば、外部に出ている文書を、あのときの他の議員さんからも出てましたけども、訂正なり削除すべきやということがあったので、本来はそうしてほしいんですけど、今言ったように公文書としてそういうことを後に残して庁内で共有していただけるということであれば、全協に出られた議員さんも、ひとつその辺は理解していただければと思います。私も、そういうことであれば、OKとしておきます。しかし、私は、あの資料からは、やはり市長が私に対して何か疑念を持っているのではないかなと、そういう思いがします。市長にお伺いをしますけれども、平成25年の第

3回の定例会一般質問で、市民から市長への手紙で、駅南口自転車置き場横の喫煙所での副流煙問題について質問をしました。そのときの回答では、民間マンションの建蔽率、容積率を稼ぐために駐輪場を移設した、これはかなり蓋然性が高いという答弁をされました。そのとき市長からは反問がありまして、私は市長の反問に対し、マンション建設の話などは当時は全く知らないし、関係はしてない、と答弁したにもかかわらず、現在もまだ疑っており、わざわざ全協において所見として書き記したのは、今、都市建設部長が言ったということだけではないと思います。市長がそういうふうに言って指示したのではないかなと私は思うんですけども、なぜああいうふうになったのかを市長にお伺いをします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員からご質問をいただきましたけども、ちょっと趣旨がわからない。何をお聞きなのか、もう一回明確に、何を聞きたいのか、おっしゃっていただきたいと思います。何でも答えますから。ちょっと趣旨がわかりません。通告とも若干ずれてますし。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） いや、あれは市長が指示したんですか、違うんですかと聞いてんです。わざわざああいうところで、所見なんて、ああいうところに出てくるのが信じられないので、市長が指示したのではないんですかと聞いてるんです。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 指示はしてませんけども、資料は全部協議しますから、その中で疑問点を入れたらどうかという形で調整をしています。それをあえて指示とおっしゃったら、指示ですし。部長、言いました、できるだけ過去の経緯を透明感持ってお知らせをしたいということで、あの案件だけじゃなしに、いろんなどころにああいう形で考え方は入れます。今回の土地開発基金でも、課題とか問題とか同じこととして、いわゆるそこから客観的に想定される課題、問題点、いわゆる論点ですね。論点として整理をしていますから、同じことです。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） いや、それはさっき言いました、25年の第3回の定例会の一般質問の中でこうですよ、と私は言うてるのに、さらにこんなところを書くということはものすごくやっぱり私の言うことに疑念を持っているとか何かやと思います。これはこれ以上言うても市長は言わないと思いますから、次のところいきます。

先日、私は給所会の関係者にその全協で出された内容を話したところ、その方は「そういうことやったんか」と、「そういえば以前に市長が、丸山がええめをしているというようなことを言っている」というのを私、聞きました。このことは市長が、やっぱりいまだに給所会がマンション建設に関わっておって、私、またはその給所会が何らかの利益を得ていると、そういう、疑っている証拠やと私は思うんです。せやから、まずこの給所会の関係者に、私がええめをしとる、というようなことを言ったのかどうかをお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私、うそはつかない性格で、うそはつきたくないんですけども、言ったかどうかと言われると、記憶は本当にはないですね。どの場所で、具体的にどうかと言ってもらわないと。それと基本的に、給所会の方との会合は職員全部入れてやっています。単独で出会ってませんので、今回ご質問があったから、答弁協議の中で、そしてその後も、私が今のご質問のようなことを言ったかって、担当職員に聞きましたけども、その記憶は明確ではないというふうに、職員、言っていますから、むしろいついつどういう場所で、とおっしゃっていただいた方が早いと思います。何か丸山議員って、私、尊敬してたんですけど、物事ははっきり言われるので。でも、さっきの、どっかの法学教室やっていたらいいような質問をえんえんと聞いていてようやくわかったんですけども、個人情報保護条例に違反するかどうかということです。あれは全く違反していませんので、適正にやっています。現に、その後、ある法律専門家からも市長宛の手紙が来ているので、答えています。

（「話、ずれてます」の声あり）

○市長（山仲善彰君） できたらはっきりと具体的にご質問いただいたらはっきり答えませんが、何か漠然と言葉を挙げて、市長が言ったかどうか。私、はぐらかしませんから、いついつ誰から聞かれてこういうことを言ったと、言っていたら、言ったか言っていないかはっきり答えます。それと、マンションで疑ってません。全然論点が違う。土地の動きが不明確だから。何か大阪の先輩みたいなことをずっとやってきましたから。

以上、答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） いやいや、そなん、たった半年くらい前のことですよ。たしか聞いたのは、市長選挙のときに、市長と話したときにそういうことを言ったと、いうて私は聞いてます。それと、今、あのマンションの云々と言いますが、先ほど言いましたじ

やないですか。25年のときに民間マンションの建蔽率、容積率を稼ぐために駐輪場を移設した、これはかなり蓋然性が高い、こう言うて、市長言うとんですよ。完璧に疑ってま
すやないですか。だから、わずか、どうもたしか、選挙のころやったと聞いたから、間違
いないです。もう忘れませんか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、忘れたか忘れてないかというよりは、まず何か、いかにも
政治家の紋切り発言ですけども、まさに記憶にありません。本当、不審がたくさんあるん
ですよ。ですからああいう所見になるわけです。丸山議員はあのおとき自ら自転車駐輪場を
動かしたとおっしゃいましたね。既にこの平成25年に出しているこの記録では、内部文
書では依頼に行ったと書いてあるわけです。平成18年にC地区に勤労者のための施設を
つくるから交渉しているわけです。ですからこちら自信持って、もう25年からこの文書
は公開してます。だから、ああいう所見になっているわけです。普通だったら苦勞して、
自ら借金をして建物を移設されたら、その後は勤労者のための施設が来るという前提で動
かれたらよかったのだったら、私だったら少なくとも普通の市民感情としておかしいじゃな
いかと。私たちが動いたのは公共施設のためだったのではないですかというのに、マンショ
ンが建っても何の反応もなかったから、これは論点としてはそこの輪が繋がらないとい
うことで、書いたわけです。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 何を言うてんですか。マンションの話、私らマンションができあ
がってから、できるときしか、工事に着工するというときしか、知りませんでしたよ。も
う、そんな、何年も前のことを市長、覚えとるのに、そんな半年前くらいのこと覚えてな
いというのはよくわかりません。何か市長のやっているのは、まるで、あれですよ、
いわゆる印象操作ですよ。ほで、私に、何か知らんけど、悪者や、悪者やとレッテルばっ
かり貼ってね。もうそういうことやったらもう市長、ええです。あとのことがありますか
ら。議員さんも、そういうこと、私の言うたこと、聞いて下さい。どっちが正しいか。
じゃ、次のとこ、いきます。ついでに、どこやかの政治家が云々と言いましたけど、私も
政治家ですから。市長も政治家ですよ。

じゃ、3問目いきます。長時間労働による健康被害と労働環境の改善について。平成2
7年12月25日に大手広告会社電通の新入社員だった、当時24歳の女性が自ら命を絶
たれました。これ、翌年には長時間労働が原因で過労自殺したとして、労災認定をされて

おります。このことによって、国民の過重労働に対する関心が極めて高くなりました。労働時間の短縮などの是正は待ったなしという状況になっております。その過労自殺された女性は実際の残業が月100時間を超えていたにもかかわらず、労使協定で定められた上限の月70時間ぎりぎりまで自己申告をさせられていたというようなことが事実として言われております。こういったことがありますので、本市のそういったところを若干お伺いしてまいりたいと思います。時間がかかり経っておりますので、抜粋というか、飛ばしながらいくところもありますけれども、よろしくお願いをします。まず最初に、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生議会を設置していると思いますけれども、この委員会の責任者と構成メンバーについてお伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 丸山議員の長時間労働による健康被害と労働環境の改善についてのご質問の1点目でございますけれども、市の安全衛生委員会の責任者と構成メンバーでございますけれども、総括安全衛生管理者を総務部長といたしておりまして、他に衛生管理者1名、産業医1名、職員労働組合からの代表5名を含む各職場からの代表者10名を安全衛生推進者といたしまして、合計13名で構成をいたしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） それでは、まず規則に基づきまして、規則では毎月1回以上開催することを義務づけられておりますけれども、開催はどのようにされている。27年、28年度わかれば何回開催されたのか、また、直近はいつかをちょっと教えて下さい。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 平成27年度では2回、それから28年度も2回開催をいたしております。なお、今年、3月にも1回、3回目を開催する予定でございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。ゼロということはないので、その辺はしっかり安全衛生委員会開いていただいて協議をやっていただきたいと思います。それでは次にいきますけれども、昨日の東郷議員の質問で、長期の休暇の方が8名いてるということなんですけれども、この対応についてもう一度ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 長期休暇者の対応でございますけれども、昨日もお答えしておりますけれども、精神疾患などにより、分限休職となっております者、これが今7名でございますけれども、これらの職員に対しましては所属長を通じまして、あるいは人事課が必要に応じて、個々の職員の状況に応じた面談、電話などの対応を取っているところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 今、面談、電話というのは、皆さん、応じてもらえていますか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 全員応じていただいております。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。適正な対応をよろしくお願いしたいと思います。それでは、三六協定の話です。昨日も、これも東郷議員が聞いたので、その延長線でお伺いしたいと思いますけれども、職員の方は三六協定は定めていない、給食センターだけが従業員の代表者と定めていると、こういうことなんですけれども、労働組合があるんですから、三六協定はやはり結んで監督官庁に届け出なければならないと思うんですけれども、なぜ給食センターで、しかも給食センターは従業員の代表だいうて聞きましたけれども、なぜこんな状態になっているんですか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 三六協定につきましては、昨日も申し上げましたけれども、給食センターがこの労働基準法の該当事業所ということで、給食センターということで協定を結んでおりますけれども、一般の職員についてはそういうふうな事業上の対象になっていないということでございますので、協定を結んでおらないということでございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） ちょっと対象になっている、なっていないのが、よくわからんですけれど、従業員が半数以上で組織する労働組合がある場合はやらないといかんと、労基法ではなっているのと違いましたっけ。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 今の労働基準法ではそのようになっているというふうに認識をいたしております。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君）　ちょっと時間がないんですけど、使用者は当該事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては云々となつとんですよ。労働基準法を理解されてないんじゃないですか、ひょっとして。さっき言うた労安法も含めて。じゃ、これ、ここでやったら私、時間あれですから、次のところへいきます。ちょっとしっかりしたのを教えてほしいんです。時間があればもっといくんですけども、昨日の同じく答弁の中で、東郷議員は70時間以上超過している者と聞きましたけど、私は通告で80にしてるんですけど、70でもいいですけど、この中で、36名が70時間を超過しているということでしたか。その中で最大はいくらやと聞いたら、年間1,228時間やと、時間外が。ということは月100時間じゃないですか、これ。月100時間で、1日に置きかえると4時間以上になるんですけど、こんな労働をさせているんですか。

○議長（坂口哲哉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君）　昨日お答えしました、1,228時間、これが実態でございます。ただ、この職員に対しましては、当然こうした時間外が多い部分で指導をいたしております。管理職の方からも早期退庁するように、努めるように、というふうな指導もしておりますけれども、業務の関係で致し方なく、結果として、こんだけの時間が、時間外として上がってきたということでございます。この職員に対しましては、今、組織、人事異動ということも含めまして、時間外の解消に向けての対応を取っているところでございます。

○議長（坂口哲哉君）　丸山議員。

○4番（丸山敬二君）　総務部長も苦しい答弁しとると思うんですけど、昨日も思いましたけど、今言うた人事異動で対応しているとか、早う帰れ言うとか、こんなもん、臭い物にふたをしとるだけやないですか。根本的な対策になってないんじゃないですか。やっぱりここは根本的にやらないかんと思いますよ。私は労働組合でないですけど、労働組合の立場で言いたいですよ、これ。ピークが出ているというのは、この1人だけですか。1,228時間、1人だけですか、こんだけピークが出てるゆうのは。

○議長（坂口哲哉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君）　1番多いのはこの職員ということございまして、それに近い数字の職員もないわけではございません。ただ、先ほども申しましたように、人事異動で、その職場に対しての手だて、配置等について対応して、時間外が削減できるようにというような対応を取っているところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） じゃ、お伺いしますが、先ほど三六協定はやってないということやから、青天井やからね、こんなんが出てくるんですよね。じゃ、時間外の指示というのはどないしているんですか、お伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） それぞれの職場で、朝礼、終礼を行っておりますけれども、終礼時にその日の業務、残っている業務で残業する職員がある・なし、何時まで残業するかというようなことの確認を取りながら管理をしているところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） ということは、この1, 228時間許可した管理者というのは大変なことですね、これ。こんなもん完全に労働基準法違反じゃないですか。いろいろ、これ聞いてきましたけど、何を聞きたかったかというのと、もう10番以降のところはいきますけど、28年に職員が2名亡くなっているんですよね。そういった方がこういう長時間労働をやっているか、やっていないかというのを聞きたかったんですよ。この辺はどうなんですか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 2名の職員が亡くなったということで、そのあたりはどうかということなんですけれども、この2名に対しましては時間外勤務の状況を調査いたしましたけれども、両名とも特段に時間外勤務が多かったというような実態はございません。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） それは信用しておきます。だから、特に公務災害とか、そういうことでなかったということで、我々には知らされてなかったんやと、こういう認識をしておきます。最後にですけど、いろいろこういう働き方改革なんて言われている中で、先月からプレミアムフライデーというのをやるという動きがありますけれども、この辺について総務部長はどういうふうに思われますか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） プレミアムフライデー、月末最後の金曜日ですか、3時から年休を取ってというようなことで、新聞、マスコミ等でも報道されました。あまり実施をされているところが少ないようですが、我々のこうした自治体でも当然そうしたことも考えられなくはないんですけれども、これはいわゆる年休の消化という形で取得をしてい

くということになるかと思えますけれども、年休消化につきましてはこのプレミアムフライデーに限らず、日頃から年休消化が取得しやすいような環境ということでさせていただいておりますので、昨日の年休の消化の実態も申し上げましたけれども、決して年休が取りにくい状況ではございませんので、プレミアムフライデーに限らず、決して取りにくい状況にはないということでございますので、そうしたものについては今現在こうしたプレミアムということで、特定してやるということについてはまだちょっと今の段階では具体的な考えは持ってございません。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） プレミアムフライデーは役所の方には難しいと思いますので、その辺は無理は言いませんけど、とにかく管理職の方は労働環境、働きやすい職場、そういったことに十分気をつけて、特にここにおられる部長さん方、よろしくお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 済みません、先ほどの三六協定の関係でございますけれども、一般職員につきましては、この労働基準法の三六協定の対象外ということで、地方公務員法に該当するということになってございます。よろしく申し上げます。

○4番（丸山敬二君） 確認します。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第8号、第1番、稲垣誠亮議員。

○1番（稲垣誠亮君） 1番、稲垣でございます。それでは早速始めさせていただきます。1つ目は平成28年度、介護老人福祉施設事業者の再公募の結果についてお伺いいたします。平成28年10月11日付で健康福祉部高齢福祉課より第6期野洲市介護保険事業計画における平成28年度介護老人福祉施設事業者の再公募の状況について報告があり、1事業者より公募申し込みがありました。計画予定地は中主中圏域、用地取得見込みは取得見込みあり、敷地面積は4,745平米、開設予定日は平成30年3月31日、施設概要は特別養護老人ホーム、定員50人、併設ショートステイ、定員10人、選定予定は平成28年10月18日庁内ヒアリング、平成28年10月24日、平成28年第2回介護保険運営協議会、決定日は平成28年10月末日、県知事送付は平成28年11月上旬というスケジュールで動き始めるとのことでしたが、まずはこの点について、間違いはないでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の介護老人福祉施設の応募状況のデータといたしますか、

情報について間違いがないかという問いかけですけれども、厳密にいうとその通りではありませんので、情報を持っておられると思うので、ご確認をいただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 具体的にはどこが違うのか聞いてますので、教えていただけないでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） この情報は、どう知って、持たれたのかよくわからないんですけども、全員協議会では報告をいたしてません。何らかの形で入手されたわけですね。それを、ここで今おっしゃったんですけども、厳密に言うとおっしゃった内容とは違います。一例だけ言います。あ、ごめんなさい。議会に配ったことを言うておられるわけですね。

（「いや、そのまましゃべっているだけなので、僕」の声あり）

○市長（山仲善彰君） いや、間違いました。

（「今言ったことと違います」の声あり）

○市長（山仲善彰君） じゃ、訂正いたします。全員協議会に出したものです。ほしたら何もこんなとこで確認いただかなくてもよかったですけど。違うところは、厳密に言ったら、今後の選考予定なんですけども、選定予定と今おっしゃったん違うかなと思うので。選考と選定というのは意味が違いますから。なぜ間違われたのかなと思ったので、今聞いてて、そこが違うので、厳密に言うとは違いますというふうにお答えをしました。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。定と考の違いということで、理解いたしました。ただ、何か今、何か大変ちょっと僕、今の発言はちょっと、なぜ知っているのかという発言は大変ちょっと心外でした。では、これは県の事業ということで間違いがないでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 県の事業とは違って、野洲市の事業ですが、野洲市というか、制度に基づいて取り組んでいるわけで、この事業自体は民間の事業者の行う事業です。県、市の計画に準じて、県の事業でも、市の事業でもございません。介護保険事業計画の中の民間の事業です。厳密に。どういう趣旨で今ご質問があったのかわかりませんが、事業主体というのは民間の福祉法人なり、事業者が行う事業です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。では次の質問に移ります。平成28年10月18日に行われた庁内ヒアリングですが、非選定につながる要因はあったのか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 庁内ヒアリングはやってます。ここに公開してますようにやっていますが、これは選定機能といいますか、決定機能を持ってませんので、要因があるとかないとかいう概念はございません。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 私がお聞きしたかったのは、市長の最終判断について非選定の決定を下すための判断材料となる要素がここで出たのかどうかということ、これ、端的にお伺いしているんですが、普通に理解できる内容であると思うんですが、再度答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから手続きの一段階ですから、ここであるかないかという概念が存在しないわけですね、ここでは。そもそも完結しなくて、1つの要素ですから。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。では次の質問に移ります。平成28年10月24日に平成28年度第2回介護保険運営協議会において審議されましたが、得点については一次審査の庁内ヒアリングと二次審査の総合得点を1,000点満点に監査して判定、また最低基準点を600点以上の得点で選定することとします、とありますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 第2回の介護保険運営協議会において選定方法事業者の選定に係る最低基準点を今ご指摘の点数というふうにしたという報告を後日受けておりますので、それは承知していますが、報告を受けただけです、それに対する見解というものは存在いたしません。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 報告を受けられたのはいつか、もし教えていただければ、お願いします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 記憶をしてません。運営協議会で決められたことですから、その後、事務的に報告を受けました。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） それでは、最低基準点や点数制が存在することはもう前からご存知だったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 制度、前からという、ちょっと意味がわからないんですけど、だから選考過程も含めて、これ運営協議会で独自判断をしていただきますから、そういうふうに決まったということの後で知ったわけですし、だから後日報告を受けて知ったということです。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。では、次の質問に移りたいんですけど、最初で県事業ではないという、1番目でおっしゃたのですが、県費の、これ完全事業だと思うんですが、その点、再度ちょっと答弁いただけないでしょうか、県の事業ではないとおっしゃったので。県の予算でされるものと理解してますが。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 介護保険の施設というのはそれぞれの介護保険事業の計画を町がつくるようになってますけども、その枠内でやった場合は、国、県の補助をその事業者が希望すれば受けられるという制度ですから、必ずしも事業者によっては補助なしで単独でやられる場合もありますし、そういう制度であります。今、問題になっているのとそっくりでしょ。何も自分で教育施設をつくられる場合もあるし、補助制度があったら使われる場合もあるし、ということですから一緒です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 県の補助金が、これ、出る事業ですよ。国とですけど、県から、実質的に県から出るというふうに私は理解しているんですが、違うんですかね。済みません、教えて下さい。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回、幼児・要保児保育事業やっています。これは今年度で施設整備をやっていただいています。これも野洲市としては課題にはなっていたけども、民間の医療機関がつくられるとおっしゃったので、市の補助金、県の補助金、国の補助金を足し

て支援をしました。介護福祉施設に関しては、介護士の保険制度で国、県の補助金があるという前提ですので、事業者によっては使われるし、事業者によっては使われないって、なってます。現に数年前に前期で老健施設ができてますけども、たぶんそのときは希望されなかったの、国、県の補助金は使っておられない。独自でやられたと思います。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。次に進みます。選考を経て、平成28年11月16日に事業者に対し、選定しない旨の通知がなされていますが、11月22日の全員協議会における当職の質問に対し、市長は、順番に手続きを踏んできて、私の名前で最終判断をするわけですから、通常の事務と同じことをやっています、と答弁されていますが、市長の最終判断を前に、庁内ヒアリングの結果、及び介護保険運営協議会からの報告を受け、評点をつけられたと思いますが、いつ、どのメンバーで評価が行われたのか、市長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いつ、どのメンバーと申しますか、ここに公開した手続きで、最終判断は市として判断をいたしますから、私の決済でやる段階で判断をしたということですよ。メンバーとか委員とかじゃなしに、庁内の通常の手続き。先ほどもいろいろ制度のご質問ありましたが、それと同じことです。野洲市役所という行政機関の通常の手続きで最終の判断が行われています。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） なので、いつ、どのメンバーということでお伺いしたんですが。

○議長（坂口哲哉君） ちょっと稲垣議員、もっとゆっくりとしゃべって下さい。何を、ばばばっとしゃべったか、何も文句がわからないな、はっきり言って。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 済みません、もう1回言います。最後に、通告に書いてはありますが、いつ、どのメンバーでと、それをお伺いしとるんですが。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いつ、どのメンバーっていったら、それはちょっと記憶をたどらないと、通常の業務の中でやっていますから、その最終判断を当事者に伝える、その前に、何回も協議をしています。かなりやっています。ちょっと、これ、ご質問大いにやっていただ

いたらいいんですけども、応募者、普通は応募者との関係なんですね。いろんな情報いただいていますから。これに関しては、私も不思議なんですけども、応募者当事者でない方からいっぱい担当部局に問い合わせがあります。国会議員、県議員さん、そしてからいわゆる通称コンサルとおっしゃる方で、代理しておられるのかしておられないのかどうか分からないですけど、外部の方。そして複数の市議員の方。公開できるものは全部公開していますし、さっき私、ちょっと失念して申しわけなかったんですけども、これも私が指示してできるだけ全部きめ細かく公開しましょうということで公開したと思うんですが、すごい問い合わせがあって、出せるものは全部出しています。ただ、後ほど聞かれると思うんですけど、運営協議会でも、運営協議会は、これ、選考協議会ですから、私は基本的に挨拶は出て、あとは全然関与してません。操作しないように。ただ、結果が出てから運営協議会では、これはこの場所でも傍聴しておられた議員さんもおられますけども、公開ですから、私が説明をいたしまして、ご了解をいただいています。ただ、もう少し踏み込んだ情報については、これは応募者の私的といいますか、法人含めて私的な情報ですから限界があります。ただ、庁内の、そんな通常の業務の中でやっていますから、複数回ですから、その記録までというと、きちっとは残ってません。要するに、判断をするかしないかというのが一番重要なことですから。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） では、次の、済みません、この質問に関してなんですけど、私、市長の判断を何か否定するとか、そういった意味合いで聞いているわけではありませんので、その点、ご理解下さい。

では、次の質問に移ります。評点は公表されていませんが、総合的に評価されたということは、評点は600点を上回っていたと推測、思われますが、上回っていたのでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは、ですから法人の個人情報というか、当事者の情報ですから、答えられません。一切、部外に出してません。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） ただ、そうはいつでも、そう思慮されるのが、議事録見ますと、普通なのかなと思ひまして、多くの人間の方々が評価に関わっているにもかかわらず、そ

の評価を、済みません、私はその議事録を見ている限りは市長お一人の判断で覆されたというように見えた、見えたので、その点について答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 覆すとか、覆さないというか、最終的に野洲市役所が判断するわけですから。例えば、野洲市役所以外の方が介入してきて変わった場合は、これは覆されたこととなりますけども、私とか部長とか課長とか、担当職員で合意の中で最終的に判断するわけですし、最後に印鑑を押すのは私の役目になってますから。きちっと手続きを踏んでやっています。覆すとか、覆さないとかいう、これも概念にあたりません。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） では、次に移ります。これが、じゃ、最終判断は市長がなされたということによろしいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） はい、申し上げます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） では、次に移ります。平成28年12月15日に平成28年度第3回介護保険運営協議会が開催され、非選定という結果に対し委員から、なぜ非選定になったのか、なんでという説明はないのか、また、審査に参加して、私たちの印象としては特に係争がなかった、なぜかという疑問に思ったところである、との意見が出ていますが、これらの意見に対して市長の見解をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは先ほど申し上げましたように、公開の場でしたから、それぞれのご意見ご質問に、私の方からお答えをして、委員の方はご了解をされました。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 議事録を見る限り、市長が具体的な回答をしているようには思えませんし、納得、ご理解いただいたという根拠をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 根拠というか、その場でもうそれ以上議論が出なくて、基本的にわかりましたということでしたから、異論が出なかったわけですし、制度的にそこできちっと説明したわけですから、これで終わっていると思いますけども。公開の場で委員さんの目の前で、私がそこに出席をして受け答えをしているわけですから、それで終わって

いると思います。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） ということは、納得された心象を持たれたということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私はそう思ってます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 市長の、済みません、前段ちょっと聞き忘れたんですが、最終判断に関してなんですが、私、何も市長の最終判断を否定しているわけではないので、決してそれだけのご理解いただきたいんですけど、ただ今回、非選定理由が私的な情報というんでしょうか、不利益な情報ということを以前どこかでお聞きしたことがあります、妥当性があるということで、何か、ということなのだと、私はもう、これ、推測でしかないんですけど、思慮していますが、これ、この議事録にも複数回、多分登場していると思うんですが、総合的に評価という言葉が何回か数回出ていると思うんですが、それで上での非選定ですので、この市長の今回の判断というのは当然、私はリーガルチェックが入っているものと思慮しているんですが、それは入っているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） はい、当然オープンで顧問弁護士が相談をしてます。それと、不利益とは言ってません。相手の応募者の情報に係わるので、伝えられないということですので。不利益とか有利益とか、そういう話とは違います。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） それを聞いて安心いたしました。では、次に移ります。滋賀県との交渉過程を時系列でお伺いいたします。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 滋賀県との交渉過程ですけども、県には制度上は事業者を選定した場合は、市長名で県知事宛に意見書の提出を行うとなっております。これも選定、選定って言うんですけど、意見書を出すというだけのことなんです。介護保険制度、何か輪が閉じていないんですけども、選定書を出すだけになってます。意見書を出すだけです。選ばなければ、実質何もやりとりがないという制度です。ただ、参考までにといいいますか、担

当職員から電話で選定の事業者はありませんでしたということを伝えたとは聞いています。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） それでは、最後に移ります。滋賀県の担当部局に私は不信感を与えたと思います。滋賀県から野洲市への信頼性にも係わることであり、第7期ではこのようなことがないように、再発防止を望みたいと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） なぜ滋賀県に不信感があると言われるのかがよくわからない。滋賀県は制度にのっとって対応していますし、こちらも制度にのっとって対応をしています。不信感があると言われて、そのままというのは困りますから、むしろ私の方も不信感じゃないんですけども、不思議だなと思っていることがありますので、2つほどお伝えしてよろしいか。ちょっと長い文もありますけど、ちょっと長くなるかもわかりませんが、結構割合ハイテンポで済んでますし。

今年の1月13日、お名前出してもいいんですが、ある方が市役所に来られました。その方は、具体的に点数をおっしゃって、なぜ、点以上あったのに選定されなかったのかというふうに、担当課でお尋ねになりました。そしたら課の職員は、点数については法人以外には公表していないのに、なぜご存知なのですかと聞きました。その点数があつてどうかは別ですけども、具体的な点数をおっしゃった、のに、選定されなかったとおっしゃったので、それがあつてどうかというとは別に、なぜ点数をお知りになっているんですかというふうに尋ねました。そしたらその方は、これ言うと議員さんだというのがわかってしましますが、会派の人はみんな知ってるよ、とおっしゃいました。職員がどこからその情報を得られたのですかと聞きました。そしたらその方は、県からの情報が入っているからとおっしゃいました。今回ご質問いただいて、当然、記録を全部残してくれていますから、これを見て、不信と思いませんけど、不思議だなと思いました。

それと、この担当部局の方に絡んでです、この担当部の大幹部が絡んでいることがあります。ちょっと古いんですけど。あ、もう一つあるんです。この件に関して、議員さんとかその他何人かがお問い合わせに来たり、接触をいただいています。去年の11月24日です。この件に関して、この件に関してというのはちょっとひっくるめますから、今ご質問の件に関してですね。今度の議会で、会派代表質問か一般質問及び委員会にて質問予定である、と言って帰られました。これ、去年の11月の話です。

それと、去年の10月11日、市内の民間施設で、医師会の会合なるものが持たれまし

た。ここに県の担当部局の幹部が講師として出席しています。医師会の会合ということでしたので、そういう名前でしたので、医師会からは8人が出られました。医師会の会合ということになったので、正式に議事録が取られてまして、そしていただいています。お聞きしています。その中の1人の医師が、私、開業医の医師、何々と申しますが、既にもう駅前に決まると。病院のことを言っておられるんですね。そういうことが野洲の市議会で決定されたというふうなPRがあるんですね。今からこの野洲市議会の決定事項をどこまで、例えば86億という数字とかを、どこまで崩せるのか、野洲の市議会の決定権というのはどこまで崩せるのか、あるいは市長がもう一度会議を開いて決め直されるのか、このあたりのことが一番気になるんですねとおっしゃったら、座長、これ、医師会のお医者さんの1人が座長になっています。ちょうど僕の患者さんで〇〇さんという市会議員が1人来ているんですね。その辺のこと、市会議員の先生にちょっと確認したい。決まったことなのか、覆らないことなのか、そのあたりちょっと教えてもらえますかと言われてまして、その場におられた市会議員さんが、はい、お世話になっています、市会議員の〇〇です。今、お話しになったこと、最初のこと、駅前の話なんですけど、先生。これ、滋賀県の今おっしゃった、担当部局の幹部です、講師。先生とかいろいろ入っていただいて、検討会議をやった中で、その話をまとめて、市長が、じゃ、野洲病院が現状ではあかん、市内から病院がなくなったらあかんということで、市が責任を持ってやります。場所は駅前だということ、これパッケージで出してきたのは、ちょっと卑怯な手を使ってです。パッケージを出してきて、病院やるなら駅前やで、と、こうきたんです。だから、多くの大抵の議員は、これに賛成したんですね。それでずっときていまして、それをひっくり返そうとしたら、何が一番早いか、手っ取り早いかというと、トップをかえたらいいんです。座長が、市議会で決まったことやけどかえられるのかと質問されました。そしたら議員さんが、選挙で市長が替われば、方針転換はできますね。議会で決定していますけど、当然市長がかわったら、他にもありますよね。沖縄でもやっています。

ちょっと長いので、途中省略いたします。ここに県の幹部のコメントが出てきました。ここにまず、1つ入ります。さっき1番冒頭に発言したお医者さんが、あのちょっとお尋ねしますが、市の議会とか、例えば県とかの議員さん、国会議員が決めたこと、自民党が決めたこと、民進党も含めて、国会で決めた決定事項をひっくり返せるんですかと、お尋ねになったら、ここにいた議員さんが、ここには議員さんが1人、市会議員さんが1人出席していたようであります。ひっくり返せるか、国会でしたら、法律を変えないとあきま

せんわね、とか言われて、とにかく、くい止めることができるとおっしゃってます。ここにずーっとありまして、またこの市議員さんが、市長がかわれば民意が反映されたということですから、変えられますと、こういうことを言われて、県の幹部が順番に、話の間で出てきまして、最後のところですから、もうちょっとだけお付き合い下さい。これ、県の幹部、講師の人が言ってます。駅前では大変やとか、今の野洲病院での医療ね、これね、本人は何も考えていなくて、みんながそういう議論をしている場に行って、そういう議論を持って帰って、自分が市と主張しているようにしているのがもう1人の人なんですよ。大きな違いがあって、何でこの人が立ったのか、よくわからへん。と、座長がある人のことを言っています。ある人のことですね、と。ここで講師がすごいことを言ってます。県の職員です。ただ、そうすると、票が割れる可能性があるんですよ。ね、だから、反対派が3,000、3,000の6,000やったとしても、でも市長が4,000とったら、もう勝ちなんです。反対6,000なのに。そういう意味でも、すごく危機感を持っています。これ、県の職員です。

（「何の関係がある」の声あり）

○市長（山仲善彰君） いやいや、不信感。平成28年10月11日火曜日午後3時。公務なんかどうか。いや、不信感と、県が不信感を持っているとおっしゃたので、まずは県から聞いたという情報、そしてから県の職員がこういう野洲のことに関して、選挙絡みまで関与している。だから、あえて不信感とおっしゃったので、私は不思議だという思いで、ちょっと情報提供をさせていただきました。

以上、終わります。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） ちょっと、もとに戻りたいんですが、当然、これ先ほどいろいろなお話ありましたけど、当然、県の補助金の事業がストップしたわけですから、県としてもやはりかなりの関心を持つのは通常のことであって、与党会派が、先ほど会派の話もありましたけど、情報を断片的に、相対的に、ある程度知り得るといえるのは自然なことだと思います。この点数の云々かんぬんの話ありましたけど、その具体的な点数が何点というのは別にして、総合的に評価されているというふうに、そうされている以上、600点以上が獲得されたんだなど、そう強く推測できるのが普通の見方なのかなと思いますので、そのような不信感にはちょっとあたらないと私は思います。

では、今回のこの件については、市長のご説明、理解、聞きましたので、次の質問に移

りたいと思います。

(「理解されたの」の声あり)

○1番(稲垣誠亮君) 今、現時点では全て100%絶対的に納得したというわけではありませんけど、一部、理解、納得できた部分がありましたので、お伺いできたので、よかったと思ってます。

それでは、次の質問に移ります。福祉医療助成制度の拡大に関する請願書、小学校3年生までの医療費無料化拡充を求める請願の採択後についてお伺いたします。前議会において、小学校3年生までの医療費無料化拡充を求める請願が賛成多数で採択されました。子どもの医療費無料化については、私も議員になってから取り組んできた課題で、広範な市民の願いでもあり、とりわけ子育て応援にとって有効で、やらなければならない制度です。一刻も早く実施するよう求めたいですが、この請願の採択について、市長はどのように受け止め、対応されるのか、市長の見解をお伺いたします。

○議長(坂口哲哉君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 福祉医療助成制度の拡大に関する請願の採択についてのご質問にお答えをします。請願の採択は重く受け止めております。

○議長(坂口哲哉君) 稲垣議員。

○1番(稲垣誠亮君) 今の市長の答弁ですが、そのとおりなんですけど、市民の皆さんが今の発言を聞いて、ちょっと完全に納得できるものでは、私はないと思います。市民の皆さんが知りたいのは、市長がどう感じていらっしゃるということも重要なんですけど、今後どのようにこの制度が具体化していくかだと思います。議会の総意で請願が採択された以上、積極的に進めていくものだと思っておりますし、速やかに制度化していくために何が必要かと考えていくことが必要だと思うんですが、その点含めて再度答弁をお願いします。

○議長(坂口哲哉君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 福祉医療拡充の判断に関してのご質問にお答えします。これ既に本議会で丁寧にご説明いたしましたので、重ならないようにということで簡単にしたんですけども、もう1回概略申し上げますと、そもそも私も市民とか保護者の方との話し合いで取り組もうとしました。本当に市もシミュレーションもして、平成22年ぐらいからで、24年度に4市に話を調べて、まず各町で足並みを揃えましょうと。これは湖南4市、いろいろなサービス一緒にしてますし、医師会の手続きを考えても、野洲の市民の方が守山の医院に行けば、野洲だけが福祉医療が3年まで、守山は違うとかなると困るので、4市

が足並みを揃えようとしたんですが、結果的にその中の1市で公開で会議をされたら、多くの意見が否定的だったということで、そこで破綻といいますか、壊れてしまいました。残念なことに。その後、まずは市民病院の問題が出てきました、大きくは。それと、学校の耐震化とか保育園とか、まだまだ子育て支援でやらないといけない事業がたくさんあると、いうこともあり、あと、発達支援の特別支援教育なんかでも、どんどん人を増やしていただきたい。これだけでも、2、3億円くらい使ってるんです。よその町が使ってないお金だけでも使ってます。この上に4,000万円とか1億1,000万円をやるというのはよほど慎重でないと、まずは病院をきちっとやって、サービス供給の方を確実にしないと。本当にこれ、病院は簡単な話ではないと私、当初から言ってます。おまけに何回でも同じ説明ささせてもらって、2回も否決されている。この時期に、安易に、財源さえあればできるサービスですけども、下手をすれば、中核的医療機関がなくなるかもわからないのに、医療費の無料化を延長するよりは、これは人間何でもそうですね。大事をなすのであれば、きちっと、自らをコントロール、節制しないとだめでして、しばらくの間は私は厳しいと思ってます。何もかも、あれもこれもという話ではなくって、現にこれだけの課題を抱えていて、子育て支援にも大きなお金を出しているわけですから、だから財政の仕組みは私の責任ではありますけれども、議員さんも考えていただいたら、これだけの子育て支援にお金を使っているのだったら、じゃあこれとこれで選択をしてというご提案だったらわかりますけども、現状、再来年度からになりますけども、土曜日の無料化もやってきた。あるいは高齢者の介護保険の要支援1に欠けたのを、私は安易に自治会でやっていただけるとは思っていません。やはり今の子どもたちの保育と同じように、一定のやはり市の、保険には私は保険だから否定的ですけども、サービスに関しては市なりのやはり高齢化施策を独自にやっていかないといけない。その時期に、子育ての延長で、就学時前後3年までやるという、これはもう単に財源さえあればできる話ですけども、財源と工夫、知恵、市民活動、こういったものはまだまだやる余地が他にあるので、そこは慎重にというふうに考えていますが、できたら稲垣議員の責任あるご意見をぜひ聞かせていただきたい。昨日やったか一昨日答えたから要らないと思ったので、重く受け止めます、という答弁させてもらったんですけど。ぜひ披瀝をいただきたい。立候補までされたんですから、財政責任を持とうとされたんだから、ぜひご意見も。反問はしませんけど、賜りたいなど。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 私、今、市長の諸政策については、もちろんそちらも大事だと思

ってるんですが、請願が採択された以上、優先順位が若干変動する余地があるのかなと思ってはいるんです。これ、小学校3年生ですと、4,000万円程度ですが、その点についてちょっとご配慮というかご理解いただけないかなと思ったんですが、再度答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今年度予算見ていただいたらわかると思いますけど、本当にむだをしてません。おまけに、愚痴でいうわけじゃないんですけど、工業振興助成金にまで5,000万円もしばらく払い続けんとだめなわけですよ。土地開発基金の穴埋めも、使えない土地に過去のツケを払うんです。だから、こういうのさえ、すかっと済めば、私はもう少し余裕が出ると思いますし、ましてや稲垣議員はこれから病院厳しいと言って、ご質問をされるわけでしょう。言ってることが、逆だと思っんですけどね。まずはやっぱり私はもう、梶山議員の質問に、悲願とは言いませんでしたけど、本当に深刻なんです。病院、このままで。一番中途半端ですから、これ私がやり遂げたいじゃないに、野洲市市民のこれからを考えても、今日は何か変な新聞記事載ってましたけど、滋賀県内では病床調整はできてますから、病床の削減とか、全然関係ない話なのに、何かえらく大きく載ってましたけども、むしろまだこれから人口ふえる、高齢者ふえる。病院が必要なんです。まず、そこをやった上で、次の医療費の配慮であって、私は否定はしていません。否定するんだったら、喧々がくがく、叱ってもらったらいいけども、むしろ私の方が本当にやろうと思っただけなんですけども、足並み揃わなかった。やはりこれ、足並みも揃ったのがいいと私はいいと思います。湖南の4市レベルは。というので、重くは受け止めて、否定はしないけども、来年度からとかいう話にはならないでしょうということです。病院賛成なんですかね、何かまだいろいろ疑念、ここにビラ文、私、知らなかったんですけど、配っておられて、いっぱい書いておられるぐらいだから、それで医療費の無料化というのは、私はこれは矛盾していると思いますけどね、政策としては。

（「どう矛盾するんですか」の声あり）

○市長（山仲善彰君） いや、財政負担のことを心配しておられるわけでしょう。だから、いやいや、答えよとおっしゃったから、総合的に判断した上で、たちまち、請願は重いけれども、来年度からという話にはならないでしょう、ということです。土曜日の学童保育にしても、昨日言いましたように、料金はできるだけ負担感を少なくしようと思ったら、これやはり場合によっては、市費の投入が要りますね、今のルールとは違う。何もかもと

いう、それはあり得ないです、この厳しい時期に。法人市民税も落ちているのに。

以上、お答えです。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。私は優先順位の点でちょっと聞きたかったんですが、ちょっと意図が違ったようで、残念ですが。

○議長（坂口哲哉君） 反問の申し出がありましたので、暫時休憩します。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時17分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議長からお許しをいただきまして、ありがとうございます。

何回も優先順位、優先順位とおっしゃってるので、これは先ほど私がお示しした、野洲市が今、対応している高齢化、子育て支援教育等の優先順位。昨日、中主小学校の改築も控えていると言いましたし、さまざまな事業がまだあります。過去の本当にたくさん皆さんのご協力でやってきましたけど、まだ残ってます。その中で医療費の無料化、4,000万円が毎年要るわけですね。毎年必要なんです、計上経費として。じゃ、計上経費として、イベントじゃなくって、4,000万円を減らしていく、稲垣議員の提案を言っていたきたいなど。やれ、やれと言い方もあるんですよ。でも、優先順位とおっしゃる限りはそこがないと、私は責任ある発言と思わないので、優先順位と言わなくって、保護者の立場から、何が何でも私たちは一市民だから、ぜひやってほしいと。これは私は、それでいいと思いますけど、稲垣さんは議員であるし、あえて優先順位からということで聞いたとおっしゃるので、どういう優先順位を考えておられるのか、ぜひお示しをいただきたい。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。答えられなかったら、答えなくても結構です。答えられる範囲内で答えて下さい。稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 私はその請願の制度上のその重要さ、そういう点で申し上げました。実質的にやはりこの請願の最優先される、議会の総意ということで、重要視されるものだと思います。この進捗状況についても、今後議会の方に何らかしら、定時的に報告もいただけるものだと思うんですが、例えば私は以前、ふるさと納税の制度の充実等、本市でも実施するように求めてました。本市から他市へのふるさと納税による損失金額というのは、僕、去年だったかな、ちょっと調べましたけど、それでも2,000万を超える金

額になっております。そういった内容と、今、学童等いろいろ話がありましたけども、単純に今、ご指摘いただいた内容と比較するものではないと思いますが、事業の優先順位をそちらの方に、医療制度の方に充てて、足りない分は制度上やはり減額していくしかないのかなと、単純な意味で申し上げました。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 今の質問に対して、終わりか。

○1番（稲垣誠亮君） はい、以上です。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。2時35分。

（午後2時20分 休憩）

（午後2時35分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） まずは最初に、設問1の7番で、設問7の4行目で、「特に謙遜がなかった」という箇所があったんですが、これ、済みません、私の誤字で、「特に遜色がなかった」の間違いですので、まずは訂正いたします。

それでは、No.3の新野洲市立病院整備についてお伺いいたします。この設問に入るに先立ちまして、今回3番目に記載してあります非公務員型独立行政法人の資産譲渡継承に関するこの質問なんですが、私ちょっと誤った内容による質問になっていましたので、ちょっと取り下げたいと思うんですが、その理由なんですが、こちら民間病院譲渡、後は既にもう運営が今現在行われている独立行政法人への譲渡であれば、これ、内容は矛盾しない内容にはなるんですが、この出資による独立行政法人を想定しますと、成立しないフローとなっていましたので、この点に関し報告いたします。なお、先日、当方、3月5日折り込みの個人の指定報告においても、裏面の最終項において同様の説明をしまして、指定報告全体の主張等や目的に対しては相対的に大きく影響するものではないと考えますが、自身の職責に照らし合わせて、こちらでちょっと訂正させていただきます。申しわけございません。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。無償譲渡による二段階方式に関し、現民間野洲病院の取り壊し費用と想定されている4億6,246万円は病院事業収益に対し、どのように見込まれている、反映されているかお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、稲垣議員、1問目の説明をさせていただきます。回答をさせていただきます。お尋ねの、民間野洲病院としての取り壊し費用は計上しておりません。この件につきましては、除却費用として、現野洲病院の除却費用として昨年11月にお示しした変更後の収支計画で、2年目、平成33年になりますけども、ここで病院事業費用におきまして、市立野洲病院の除却費用を計上しております。これは、特別損失として、今おっしゃいました4億6,246万円を見込んでおるということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 済みません、ちょっと確認ですが、私がこの既に、市立として走りだしている収支計画ですので、当然そのときは民間の病院であるはずがないので、その点の表現上のことで今、計上しておらずというふうにおっしゃったということよろしいでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 前回の議会で、条例の方を認めていただきましたので、この条例の方で31年7月を目処に今の野洲病院を市立野洲病院というふうな、附則でうたっておりましたので、このようなお答えをさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 私は今その収支計画をちょっと見させていただいているんですが、2年目を見ますと、病院事業費用がBですが、この40億900万円のうちの中に入ると思うんですが、こちらの中で特別損失の現在の4億6,246万円がちょっと私、見当てることできないんですが、これはどの部分になるか、教えていただけたらと思うんですが。お願いします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） これ、今のご質問は、前回の議案の勉強会の際の資料をお持ちでございますか。では、それでお答えをいたします。今、お伺いしました件につきましては、確かにこの数字の表記が、申しわけございません、抜けております。ですから、この収益的収支の方です。収入は病院事業収益で合計されております。支出は病

院事業費用に集計されております。それぞれの病院事業収益は、アの医業収益とイの医業外収益、アとイと足したものがAになります。Bの病院事業費用はオとカを足したものがBの病院事業費用になるんですけども、これ足していただくと、今、私言いました金額が抜けております。だから、この費用はもうこの年だけに限定して発生してまいりましたので、この表のつくり方がちょっとまずうございまして、この項目だけが抜けてる。あと、ずーっとあれば、1行ずーっと出てくるんですけども、この特別損失の4億6,200万円、それと特別利益といたしまして、この病院事業収益の方に4億900万円の数字が入ってございます。これ足していただくと、その数字になりますよね。このような算定をしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。ご丁寧にありがとうございます。それでは次の質問に移らせていただきます。現民間野洲病院の取り壊し費用と想定されておりますこの4億6,246万円ですが、広く市民に物件価格、物件購入価格、わかりやすい会計情報を開示し、事業継承時に将来発生すべき市の負担を明確にするため、そして会計上のモラルの点からも、現民間野洲病院が無償譲渡前に資産除去債務として計上する必要があると思います。また、継承資産の見込額が減り、一般会計が除去費を弁済するため、キャッシュが同様になるという、従来の執行部課の結果論的な考えは行政執行を行う自治体としては問題があると思いますが、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。野洲病院における資産除去債務の計上についてお答えします。市の財産である市立野洲病院の除去のために要する費用を現野洲病院が債務として引き当てておく根拠はなく、間違っただご提案をされていると考えております。また、旧町の首長、有力議員のレベルでの政策的スキームで建築増築を促進した結末で、野洲病院が近年経営悪化したという事実を考えた場合、ご提案の内容には道理がないのではないかとこのように考えております。

それと、先ほど、ご訂正いただきました3月4日の議会広報の件ですね、この件を書かれておりますけども、野洲病院が資産除去債務を計上していないことをご批判なさっている根拠として、株式会社であれば企業法、企業会計基準第18号及び同適用指針第21号で会計基準計上が求められているので、市の手法は適切とは言えないと断じられておりま

すが、この根拠も少し違うのではないかなというふうに考えます。と申しますのは、医療法人につきましては、企業会計基準委員が定める企業会計基準ではなく、厚生労働省が関与する4病院団体協議会による医療法人会計基準検討報告書に準拠すべきですが、平成26年3月に同省医政局から通知されているところで、稲垣議員が不適切だとして、されました医療法人御上会が資産除去債務を負債計上していないことに関しては、この報告書の中で医療法人としては何ら言及しないことにより、原則として適用しない、否定されているからであります。以上につきましては、当方の顧問弁護士の方にも照会をかけた上で、このような弁護士の意見をもとにこのようなご説明をさせていただきたくてでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 私、そうですね、まず、では根拠がないとおっしゃった今の点に関しても、ちょっと私、説明したいんですが、これ根拠があるんですね。医療法人においては、医療法人会計基準が適用されるというのはもう当たり前の話なんですけど、引当金の計上は認められております。また、民間会社においては、企業会計基準第18号資産除去債務に関する会計基準及び同適用指針第21号資産除去債務に関する会計基準の適用指針で、資産の除去に係る引当金の計上が義務づけられております。ですので、私もそのこちらのでも、望ましいということで、そういう意味合いで記載させていただいており、多分適切ではないというふうに先ほど表現されましたが、必ずしも適切ではないと記載させていただいており、引当金の計上は可能だと認識していますが、私、ちょっと公認会計士にこの点は伺ったんですが、ちょっと今、引当金の計上が今の答弁ですと違法的、違法であると、そういうふうに聞こえなくもなかったんですが、ちょっとその辺もしわかるようでしたら答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 違法というよりも、適正な処理ではないという判断ですね。これも弁護士に市も、今、会計士に照会されたと言われましたけれども、当方も弁護士に照会した結果のことをお伝えしているということでございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。見解がちょっと違いましたので、今の点はまた後日にこちらでも再確認して、もし答弁を求めるなり、今後していきたいと思っております。わか

りました。

では、次の質問に移らせていただきます。病院事業収支計画において、8年後には病院事業損益が黒字に転換することになっていますが、滋賀県内の各自治体病院の経営難や事前の収支計画と開院後の実際の収支とは大きく異なっている現状、事業規模を踏まえ、市の受託業者、株式会社病院システムの収支計画試算のみではなく、公認会計士による監査を行い、市民の不安を取り除いた上で事業を推進すべきであると、前議会において執行部に問うたところ、受託業者である株式会社病院システムの本市チームに公認会計士も重要な担当者として携わっている、そして収支計画にどの程度関与したのか、質問に対し、具体的な業務を全て行っているとの答弁がありました。そこで公認会計士の情報提供を求めたところ、執行部から提示された資料には会計士の登録番号が黒塗りでありました。普通、市がこのような専門家を外部監査で利用している場合、みなし公務員として氏名及び住所を開示する義務があると考えます。こちらは、市の顧問弁護士とか、そういう点でも開示されてますので、同じような意味合いで私は質問をしているんですが、重要な担当者として携わっている以上、開示しなければ市民への適切な説明責任がなされたとは言えないと考えますが、再度、会計士の登録番号をお伺いいたします。もし、回答できないのであれば、その理由をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、4点目のご質問、公認会計士の情報の開示についてお答えをさせていただきます。みなし公務員とおっしゃる用語が情報公開条例第7条第2号の公務員などに含まれるのではないかという解釈をされているのであれば、これも少し違うのではないのかなというふうに思います。当該公務員などとは、国家公務員と独立行政法人の役職、地方公務員、地方独立行政法人の役職員であることが定義づけられており、これには該当しないと考えております。また、市議会議員という特別職の職員からの請求であったことを鑑みても、当該番号情報が議員の所掌される事務の遂行において利用する程度の範囲内の情報であるとは考えにくく、保護されるべき個人情報としてお伝えできないものと判断したところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 私、情報公開条例を根拠に解釈を求めたわけではなかったんですが、今の答弁をお伺いいたしまして、では、特別職の職員からということがありましたの

で、それでは一般市民からの情報公開請求であれば対応されるというふうに今の答弁を聞いていて、私は解釈したんですが、再度、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） お答えいたします。その議員の方だからじゃなしに、議員の方としてもというふうな意味で、私は今、ご答弁させていただいた意図がございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） これ、公認会計士というのは専門的な判断を行いまして、伴って業務を行っている以上、中立的な立場でもありますし、一般的解釈からして、ま、解釈が違えばしょうがないんですが、匿名にする必要はなくて、氏名なり番号なりは普通に開示することは不自然なことではなく、もし仮にそういう要望があれば、今回その会計士さんが市の直の契約ではありませんので、この病院システムさんに伺うなりして対応していただけるのが是なのかなというふうに私は思うんですが、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） その理由として、今、稲垣さんおっしゃったように、直接雇用じゃございませんね。病院システムに開設の支援業務というところで、特にこういう収支会計の業務に関連する専門的な知識を活躍していただくというところでございますので、なかなかこちらから、この方を特定して、こちらの裁量の範囲で個人情報提供するということはなかなか困難です。それと、そのようなことが私どもの公務で適切に情報公開として行う行為として、それが適切かどうか、それも十分考えた上での判断をさせていただいております。もう一点、もしよければ、そこまで向こうの方の情報をお聞きしたいと言われるのが、ちょっと不思議だなというふうに思ってるんですけど。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 今2つほど答弁いただきましたので、ちょっと順番にお聞きしたいんですが、当然、私、最近、先月、今年入ってからですが、現民間野洲病院の決算書の情報公開請求を野洲市に対してさせていただきました。そのときは当然、民間病院が所有する個人情報の提供ということで、私が聞き及ぶには現民間野洲病院に提供していいかと

許可を願い出て、いただいて、それは私の手元にきたわけですから、当然その同じようなフローというのは、実際この今回の今後の信用を左右する、総額80、90億円に迫る事業ですから、開示を別に求めることは妥当性があるのかなというふうに私は思うんですが、まずその点、答弁求めたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） この点につきましては先ほど言いましたんですね。どういう趣旨で求められるかというのは情報開示請求で当然請求していただくわけなんですけども、その内容をご本人に照会してまで公開しなければならない、その根拠が先ほど言いました理由によって、当方としては見いだせない。見いだせなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。私がお聞きしたかったのは、枢要な担当者ということで、かなり総がかりで個別のところまで詳細にチェックしていただいているような答弁だったんですが、それであれば構わないんですが、通常これ、建築士さんに関しては氏名が出ておりますよね。病院システムさんのその今回調査に関わった、その建築士さんについては氏名が出ています。建築士さんで氏名が出ている以上、その重要度でいえば私は公認会計士さんの方が、個人的私見ですが、上だと思ってまして、何が違うのかなといったときに、やはり市議会議員という立場上やっぱり、どうしても市の執行部の仕事を監査するのがやっぱり仕事でもありますので、その点確認する。やっけていただいているんだらうと私は思いますが、その点ちょっと了解を取りたいなというふうに思ったんですが、おかしいでしょうか。答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 当然、私どもその業務を、業務委託を行う以上、その会計士の方の所在を明らかにしていただくという目的で、この情報公開請求でお渡しした個人の、公認会計士の届け出の用紙はいただいております。当然私どももその業務の中で必要だと、その確認することは思っていますので。ただそれを当然この件については、私ども、業務を執行する中で、責任を持たされた範囲で執行しておりますので、その範囲での情報かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。では、次の質問に移りたいと思います。あ、済みません。2番目の質問で、1点だけちょっと漏れたことがあったんですが、今回その弁護士の見解と、私、公認会計士の方に今回、政策教授を受けたんですが、解釈が違ったように答弁の内容を聞いてて思ったんですが、この質問に関しては私もその公認会計士の政策教授のもとに質問していますが、本市の元代表監査委員で、病院が8年後に黒字に転ずるとした市の試算はあまりにずさんとして、市長の計画に疑問を持って辞任された方がいらっしゃいますが、その方は会計のプロである税理士であります。公開質問状でこれ、見ていただいたらわかりますが、同様の除去債務のことも言及されていますが、間違った提案というふうに断定されていますが、これ、弁護士の見解と、ファイナンスチェックを受けた上での答弁なのかという点で、答弁を求めたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 念のため、先ほどの公認会計士の方にも見解を確認しています。この件については、です。その方は、純粋な会計理論の考え方のみで適用すべきだと論じられていますが、実際の適用にあたっては具体的かつ詳細に検討する必要があり、すぐに適用されることはありません。また、このような場合、解体費が発生することイコール資産除去債務が発生することと考える公認会計士は通常いません、いないでしょうというふうなご見解をいただいています。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） これ、政策監には念のために、私言うんですが、この会計基準というものは、大企業のみではなくて、売上高が数億円の上場企業等にも求められているものなんですが、現民間野洲病院の資産除去債務を引き当てるのが制度上、しなければいけないというふうに医療法人の場合は定められていませんが、済みません、今の答弁は違法だということですか。その引き当てることは違法なのか、そうではないのか。その点で大きく解釈が違うのかなと思ったのですが、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） このご質問、先ほどお答えしましたけども、適正な会計処理ではないというふうな見解でございます。違法とかではないと思います。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。私も再調査いたします。では、次の質問に移らせていただきます。病院事業収支計画では交付税算定の基準額の満額、1平米あたり36万円として算定していますが、オリンピック需要で建設費の上昇が想定される中、建築単価が現在の計画より2割上昇したとしても本市の財政で十分対応できるとのことでしたが、見込額をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、5点目の建築単価2割上昇に伴う見込額について回答いたします。昨年8月議会の稲垣議員からの一般質問でお答えいたしましたとおり、建設工事費の動向につきましてもほぼ横ばいの状況になることを確認しております。上昇を想定されるということは可能性が低いのではないかと、今のところ考えております。市では昨年2月議会で建築単価が仮に2割上昇した場合の市財政、一般財源に与える影響額を試算してお示ししておりますが、平米あたりの単価は2割上昇した場合、43万2,000円となります。7万2,000円上昇することになります。これは先日、市民懇談会でお示した2月26日の市民懇談会ですね。現時点の検討案において延べ床面積1万6,300平米を掛けますと、償還期間30年で掛けて割りますと、償還額は年3,912万円増加することになり、この2分の1の1,956万円が一般会計の歳出への影響額ですが、今回、去年の11月の特別委員会の折では、立体駐車場の整備も病院事業で行うということにしておりますので、立体駐車場の床面積約7,000平米あります。病院の延べ床面積に算入できることになったため、本体で36万円を超える額にも交付税措置、実際、これ平均しますと、病院施設1万6,300、駐車場約7,000平米、合計で2万3,000平米。これ、総事業費で今言った事業費で換算しますと、平米あたり約33万円になります。ですから36万円以下になりますので交付税措置が全て50%見込めるようになりますので、さらにその半分の978万円が年間の市財政に与える実質的な影響額と予定しております。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。次に進ませていただきます。済みません、6番は省略させていただきます。7番に入ります。病院事業収支計画では、8年後には病院事業損益が黒字に転換することになっていますが、仮に2割上昇した場合、何年後からの黒字転化になるのか。当然のことながら、償還額、減価償却費の点を考慮し、お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 続きまして7点目、2割上昇した場合の収支計画見込みについてお答えいたします。市では6月に基本設計の完了に伴いまして、概算工事費を示すこととあわせて、収支計画についても時点修正などの見通しを立ててご報告したいと考えておりまして、その際には、建築単価の他、新会計基準により算定できるようになった元利償還期に係る繰入金の収益化の影響や貸付金利の時点修正なども、あわせて再計算したいと考えております。そのため、おっしゃったように、現行の収支計画を基準に、建設工事費を一定割合上昇させ、それに関係する科目のみを連動させただけの現在行う機械的な試算をもとに、議員がお求めの何年から黒字化になるという見込みを現在の状況で答弁申し上げることは、これから変わる可能性もございますので適当ではないということをお願いしまして、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） これ、5、7あわせてなんですが、上昇想定がされている議員はご意見間違っているとあるんですが、例えば、これ、建設資材というのは当然海外から仕入れることも多いわけでありまして、為替レートの変動に大きく影響を受けることになるのはご存知だと思います。これ、レートを私、ちょっと昨日調べてみたんですが、例えば2012年の9月の為替レートは1ドル77円10銭になってまして、それが2015年の5月には1ドル124円40銭となってるんです。約2年半で161%となっていて、これ、建設工期が長期に及ぶことから、やはりこの建設資材価格の上昇のリスクを人件費や商品価格と含めて総合的に考えると、間違っているというふうに断定されるのは、ちょっとまだ、どうなのかなと、ちょっと浅はかなのかなと思うんですが、まずその点、答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） この件に関する情報といたしましてお伝えしたいことがございます。平成29年2月に国土交通省から主要建設資材需要価格動向調査結果という、このような資料がございます。これ、前回もこのような資料をご説明させてもらったんですけど、ご存知ですね。書いてましたね。価格動向といたしまして、異形鉄鋼、H鋼、石油は今おっしゃるように、やや上昇しているという判断です。その他の資材は横ばいという表現です。需要動向は、全ての資材が均衡している。在庫状況は全ての資材が普通ということになってございます。それと、一般的に言われるオリンピックの懸念でございま

すけども、オリンピックの懸念は民間の調査機関のデータから見ますと、2015年の建設投資額が約51兆円、これから東京オリンピックの競技会の建設などの投資額が約5,000億円。この51兆円と比較しますと、投資額の割合に占める割合は1%なんです。だから、この評価においても、そう大きな影響は出ないでしょうというふうな判断がされています。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。ただ、為替レートのこと、その資料に反映されているのか、ちょっと私、そこまで今回調べてないんですが、調べてみたいと思います。次に質問ですが、これ、概算工事費を2割上昇したとして、単純に計算してみたんですが、もうこの昨年11月にいただきました、(仮称)野洲市民病院整備事業の特別委員会の収支計画表ですが、当職で計算してみますと、この場合、病院事業損益の赤字が2割上昇しますと、減価償却費の影響を考えますと、8年目から黒字から、11年目に黒字になると思うんですが、この点、お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） そうなるかもわかりませんね。でも、それは今その事業の状況を正確に判断したものではございません。といいますのは、今これから新会計基準といまして、先ほど言いましたように、その建設改良費に充てた企業債に係る元利償還金に対する繰入金について、長期前受金として計上できる。わかりやすくいうと、ややこしいんですけども、要は、もう少し複雑な計算なんですけども、毎年の減価償却の費用は建設改良費として、当然、起債でお金を借りて、それを工事なり機器を買いますので、その元利償還金の50%が当然一般会計からの繰り入れ、25%ほどのうちの25は交付税措置で算入されるということなんですけど、この50%が長期前受金として収益化できるというふうになっています。だから、この算定に改めないと、今までこの算定方法で使っておりませんでしたので、これで少し変わってまいります。それと、今、先ほど何回も言われている病院システム開設運営支援の方です。組織とか、それから人事厚生とか、それと医療機器とか、いろんな運営に係る費用なども精査しております。ですからそのあたりもしっかり出した上でこの新会計基準を使って、しっかり精度の高い収支を出して、お示しして、その事業の今の状況を明らかにしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 毎回、今までも、精査が何回もありまして、そのたびに事業の収益がよくなっていくんですが、これ、また、後もう一点なんです、この累積損失に関してはこれ、減価償却の今、2割でいきますと、開院後20年後に、開院が20年経っても、赤字のままだと私はちょっと、これ試算したんですが、この点についてもお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それにつきましても、この議場ではなかなか細かい話でございますので。

（「いや、単に算数じゃないですか」の声あり）

○政策調整部政策監（大藤良昭君） いや、だから、10日の日にも特別委員会がございまして、そちらの方で、また、ご審議いただければいいと思いますけど。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。じゃ、今回の委員会で、ある程度の間接発表的なもので出るというふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 金曜日、あしたなんですけども、特別委員会でご報告は、私言いました、先ほど運営に係る費用ですね。人件費とか、医療機器の費用、それがまだ作業中でございますので、そのあたりがまだ出ていないので粗い試算ということでお伝えをします。6月にはそのあたりの情報が出ますので、段階的なその収支計画という基本設計が完成した時点の収支計画が6月にできあがると。あしたの部分は、まだもう少し粗い試算ということになります。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。では、この9の別表では、20年後まで累積損失は赤字だということは、単純な算数なので、お認めいただいてよろしいでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それは2割増しの。

（「そうです、そうです」の声あり）

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それは認められませんね。どういう手法でされたか、

まったく。これから2時間くらいで説明していただいて、それが合うたるということを確認できれば。

(「わかるじゃないですか」の声あり)

○政策調整部政策監(大藤良昭君) この場ではわかりません。済みません。わかりません。

以上です。

○議長(坂口哲哉君) 稲垣議員。

○1番(稲垣誠亮君) わかりました。では次の質問に移らせていただきます。済みません、8番に関しましても、6番と準拠する質問ですので、これもちょっと省略させていただきます。では、9番の質問に移ります。病院事業収支計画における情報システム更新は、開院後、6年、11年、16年目に更新とありますが、各年度の更新額についてお伺いいたします。

○議長(坂口哲哉君) 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監(大藤良昭君) 9点目、お答えいたします。各年度の更新額は各年度とも3億1,000万円を計上しております。

以上です。

○議長(坂口哲哉君) 稲垣議員。

○1番(稲垣誠亮君) わかりました。では、更新額の見積もりの根拠についてお伺いいたします。

○議長(坂口哲哉君) 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監(大藤良昭君) この根拠につきましては、最近おおむね10年間に情報システムを更新した病院として、コンサルタントが把握している16病院の平均313床4億8,000万円を199床で割り戻した結果が、3億500万円、約3億1,000万円になります。

以上です。

○議長(坂口哲哉君) 稲垣議員。

○1番(稲垣誠亮君) わかりました。その16病院というのは、どちらの病院なのかね。もしわかるようでしたら、答弁求めます。

○議長(坂口哲哉君) 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監(大藤良昭君) 済みません。その資料、持ちあわせておりませんの

で、もし、あしたでよければ。

（「はい、お願いします」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） では、最後の質問に移らせていただきます。新設される野洲市民病院では産婦人科の設置予定はあるのかお伺いいたします。平成29年2月24日の会派別議案勉強会、野洲政風会、公明党さん、当職にて、大藤良昭政策調整部政策監に、産婦人科の設置について検討しているかと質問した際は、現在その計画はないとのことでしたが、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 産科の設置のご質問にお答えをいたします。今、基本設計に取り組んでいますけども、これは何回も言ってますように、あり方検討、可能性検討、基本構想、そして基本計画と、積み上げてやってきています。現在は基本計画に基づいて、基本設計をしています。当然、設計しようと思うと、一体的な建物の概要をやってきますから、さまざまところで変わってきます。先般示したように、病棟ももう一度再検討してますし、階数も変わってきます。そういう意味では、変わる要素もありますけども、基本的に診療科目というのは、これまでの市民等が開業医さん、専門家の検討の中で決めてきております。先般も、市民の話し合いの場でも脳外科とか、心療内科とかありまして、昨日、太田議員の質問にお答えしたように、いろんな状況の中でまた、ニーズが変わってきたら対応しますと言っているわけですけども、現時点では基本設計に基づいて診療科を設定してますから。よくご存知ですね、基本設計に至る前の基本計画は。だから、そこには入ってません。これ、なぜ入っていないかという、検討段階で必要な科を優先度、まさに稲垣さんお得意の優先度でやってきたわけ。何もかもというわけにいきませんから。その結果、要らないとなりました。私が要らないというより、私も個人的には産科は必要かなと思ってましたけど、当然議論の中身をみれば、通常は合理的な判断だと思います。なぜかと言いますと、いくつか理由があります。市内に19床の産科があります。大まかには、そこで市民の産科サービスはまかなえています。この産科が設置されるにあたって、過去に野洲市が支援をしてるわけです。野洲市の政策支援をしてできた産科でもあるわけです。ニーズも満たしている。ということからすれば、市民病院に優先して設置する科の中には入らないでしょうということもあります。それと、採算性が悪いからじゃなしに、産科というのは結構採算はいいわけです。野洲病院も産科があったときには一番稼ぎ頭で、

全体の中で2億、3億を産科という中で、医療売上げをやっていたわけです。しかし、その後、これもご承知のように、周産期医療については拠点型になってます。これは国の方針で。ですから産科医師の今、不足の中で、拠点病院に積極的に派遣しようというふうになってまして、今まで産科があった病院も産科を廃止してますし、現に野洲病院も、今の民間病院で独自判断で産科をもうやめておられます。といった中で、あえて産科を設置するというものではない。ただ、私は個人的に産科は要らないと思っているわけじゃないし、今申し上げた、客観的な状況の中で、現時点の方針はこういうことですが、将来的に、民間病院の状況が変わったりとか、産科の医療に関して国の方針が変わったりとか、あるいは別途、もっと市民ニーズがもっと高まってくるとか、さまざまなことがあったら、柔軟に対応していったらいいんじゃないかと。現在の病院の設計の中には産科だけじゃないし、そのときそのときの、そない1年2年というわけじゃないんですけども、一定の期間の中で医療動向と市民ニーズが変わったら対応できるようなスペースは設けております。お答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 済みません、ちょっと長かったので。それでは、現時点においてはその計画はないということで理解しておいてよろしいでしょうか。その点、端的にお答えいただけたらうれしいです。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご指摘のとおり。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。

以上で、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明10日から3月23日までの14日間は、休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。

よって、明10日から3月23日までの14日間は、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月24日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午後3時20分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年3月9日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署名議員 矢野隆行

署名議員 梶山幾世